

# 官報 号外

平成二十二年二月二十三日

## ○第百七十四回国会 衆議院会議録 第九号

平成二十二年二月二十三日（火曜日）

午後一時 本会議

### ○本日の会議に付した案件

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案（内閣提出）の趣旨説明及び質疑

午後一時三十分開議

○議長（横路孝弘君） これより会議を開きます。

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案（内閣提出）の趣旨説明

○議長（横路孝弘君） この際、内閣提出、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣長妻昭君。

（国務大臣長妻昭君登壇）  
○国務大臣（長妻昭君） 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

次代の社会を担う子供の健やかな育ちを支援するために、子供を養育している方に対し、子供一人につき月額一万三千円の平成二十二年分の子ども手当を支給することとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、子ども手当の支給についてであります。

子ども手当は、中学校修了前の子供を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父または母である等の支給要件に該当する方に支給するものであり、その額は、一月につき子供の数に一万三千円を乗じた額としております。

また、市町村長は、支給資格等について認定をし、子ども手当を支給することとしており、その支払い期は、平成二十二年六月及び十月並びに平成二十三年二月及び六月としております。

第二に、子ども手当の費用についてであります。

子ども手当の支給に要する費用については、児童手当相当部分は児童手当法の規定に基づき、国、地方自治体及び事業主が負担することとし、それ以外の費用については、全額を国が負担することとしております。

なお、公務員に係る子ども手当の支給に要する費用については、全額所属庁が負担することとしております。

このほか、子ども手当について、差し押さえ禁止等の受給権の保護や公租公課の禁止を定めるとともに、子ども手当を市町村に寄附することができ、その仕組みを設けることとしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、平成二十二年四月一日としております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。（拍手）

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長（横路孝弘君） ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。

す。中根康浩君。

（中根康浩君登壇）

○中根康浩君 民主党・無所属クラブの中根康浩です。（拍手）

ここに登壇させていただいたのは五年ぶりになります。五年前は、ここで、障害者自立支援法の問題点について取り上げさせていただきました。その障害者自立支援法は、長妻厚生労働大臣が既に廃止を表明し、民主党マニフェスト及び三党連立合意に従って、障がい者制度改革推進本部において、よりよいものへの議論が始められています。改めて、今、時の経過と政権交代を実感させていただいております。

ところで、福島内閣府特命担当大臣がおられますので、発達障害など、制度改革推進会議に参画することを望みながら加わることができていない当事者の方々への十分な御配慮をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、ただいま議題となりました平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案につきまして、長妻厚生労働大臣並びに福島少子化対策担当大臣に質問いたします。

特に、国民の皆様が政府からきちんと説明してもらいたいと感じておられる基本的な点を中心に取り上げてまいりたいと思います。

我が国は少子高齢社会を迎えており、少子化対策を進めていくことは、我が国の経済社会や社会保障制度全体の持続可能性の根幹にかかわる国家的な課題です。私たち民主党は、「暮らしのための政治を」、「国民の生活が第一」、「コンクリートから人へ」、「チルドレン・ファースト」という政策

目標を掲げ、国民の皆様の御信任をいただき、政権を担わせていただきました。

鳩山総理は、施政方針演説において、若い夫婦が経済的な負担を不安に思い、子供を持つことをあきらめてしまう、そんな社会を変えていきたい、未来を担う子供たちがみずから無限の可能性を自由に追求していける、そんな社会を築いていかなければなりませんと述べられました。

しかし、我が国においては、これまで、子供について、欧州諸国と比較して、必ずしも十分な政策的な投資が行われてきたとは言えません。

私たち民主党は、子供を大切に作る社会をつくりたいと考えています。

今まで我が国は少子化対策としてさまざまな対策を講じてきましたが、真に子育てのニーズや不安、将来への希望に十分こたえられるような、目に見える成果が実感できるとまでは言えないのではないかと思います。若者が希望を持って家庭を持ち、子供を生み育てることができる社会を築いていかなければなりません。

子供と子育てを応援することは未来への投資であり、今こそ、社会の潮流を変えるような思い切った対策を講じていくことが必要です。子ども手当の創設は、その大きな一歩であると考えております。

そこで、長妻厚生労働大臣にお伺いいたします。

子ども手当の創設に係る理念を改めて御説明いただきたいと思います。

一方、子育ては、まず親、家庭が責任を持ち、足らざるところを社会が補うという自助、共助、公助の考え方で行うべきであり、子ども手当は単

なるばらまきであり、子育てに有効に使われないのではとの批判も聞かれるところです。しかしながら、この点について、私たち民主党は、子ども手当は、次代の社会を担う子供一人一人の育ちを社会全体で応援する施策として必要なものであると考えております。

そこで、長妻厚生労働大臣にお伺いいたします。

子ども手当の必要性及びばらまきとの批判に対する考え方を御説明いただきたいと思います。

子ども手当については、平成二十二年度は月額一万三千円を支給する内容となっておりますが、その財源については、単年度の措置として、児童手当分を現行どおり、国、自治体、事業主が負担し、それ以外の費用は国が負担することとされております。平成二十三年年度以降、月額二万六千円の子ども手当が本当に実現できるのかという声も聞かれるところです。

長妻厚生労働大臣にお伺いします。

平成二十三年年度以降、月額二万六千円の子ども手当の実現に向けた御決意についてお伺いいたします。

また、子ども手当については、現行の児童手当制度と異なり、所得制限を設けていません。この点については、世論調査等において、むしろ所得制限を設けるべきではないかという御意見もあるところです。

長妻大臣にお伺いいたします。

子ども手当については、所得制限は設けないこととされましたが、改めてその考え方について御説明いただきたいと思います。

マニフェストにおいては、控除から手当へとい

う基本的考え方を掲げ、扶養控除の見直しを図り、子ども手当を創設することといたしました。昨年末にまとめられた政府税制改正大綱においては、扶養控除について見直すこととされ、税法の改正法案が提出されているところです。

この点について、長妻厚生労働大臣にお伺いします。

控除から手当へという考え方について、改めて御説明をいただきたいと思います。

子ども・子育て支援の思い切った拡充を図っていく中で、子ども手当の創設はその大きな一歩であると考えておりますが、子育て家庭におかれては、子ども手当だけではなくて、保育等のサービスの充実や働き方の見直しといった対策も講じてほしいとの声もいただいております。

民主党としては、子ども手当だけで子ども・子育て支援として十分であると考えているわけではなく、保育等のサービスの充実、ワーク・ライフ・バランスの実現といった対策もあわせて講じていくことが重要であると考えております。

しかしながら、待機児童の解消も喫緊の課題となっており、子ども・子育て支援策として、保育等の対策がおろそかになっているのではないかとこの御批判もいただいているところであり、最後に、福島少子化対策担当大臣にお伺いいたします。

経済的支援のみならず、待機児童解消も含めた総合的な子ども・子育て支援策について、今後どのように講じていくこととしているのか、少子化対策担当大臣としてのお考えをお聞かせ願います。

鳩山内閣になり、長妻厚生労働大臣が、初めて我が国の相対的貧困率を明らかにし、まずは厳しい現実を直視するところからスタートする政治姿勢をお示しになりました。その中でも、子供の貧困率一四・二％への対策の重要性が指摘をされています。

政権交代といい、野党、与党といいますが、皆さん、オリンピックだって、子供の運動会だって、一人で走ってもつまらないと思いませんか。二等、三等の子がいるから一等の子が輝くということになるのではないのでしょうか。

同じように、野党があつての与党、与党があつての野党、そして、国民あつての国会ということに念頭に置き、国民生活には、子供たちの未来には、与党も野党もないということ、お互いに支え合つていかなければならないということ。

私は、郵政選挙で落選した経験から、この議場に入れることの責任の大きさや意味合いの大きさを身にしみて感じています。子ども手当のような重要な法案に対して、せっかく国民から議席を預からせていただいているのに、出席をしない、みずから審議を放棄するということ、何ともったいないことと率直に思います。

自民党の議員の皆さんも、恐らく大変複雑な思いでテレビなどでこの本会議の様様を見ておられることではないでしょうか。ぜひ、国会議員全員で、子供たちのことを考え、みんながお互いに支え合い、存在を認め合える共生社会をつくっていくことはありませんか。

そのためにも、この平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律案をよりよいものとして誕生させることを国民の皆様にお約束申し上げます。

げ、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣長妻昭君登壇)

○国務大臣(長妻昭君) 中根議員にお答えをいたします。

まず、子ども手当の理念でございますけれども、私も、中根議員と同様に、子育ては、子ども手当は未来への投資、というのがまず大前提でございます。

この日本国は、先進国と、GDP比で、子供にかかる、子育てにかかる予算を比べると、最低の国の一つでございます。今まで何度も何度もこういう議論があったときに、必ず出てくるのは、子供にかかる、子育てにかかる予算よりも、今緊急に必要な予算がここにあるんだ、こっちに回した方がいいんだということで、将来の投資という視点が忘れ去られる、こういう傾向がございます。

私がよく申し上げるんですけども、二〇五五年、私が生きていれば九十五歳でございますけれども、そのときには、六十五歳以上のお年を召した方を、現役の方一・二人が一人のお年寄りを支えるということで、ほぼ一対一です。肩車型という社会になり、人口は九千万人を切ります。今は現役の方三人が六十五歳以上のお年を召した方一人を支えるということで、今ですら社会保障の担い手が少なくて大変な状況になりつつあるという状況でありまして、二〇五五年、目に見えたそういう問題があるときに、我々政治家として国家百年の計に立つ政策を打たなければならぬ。これも一つの大きな理由でございます。

その意味では、今回の子ども手当の支給において

て、結果として少子化の流れを変える、結果として子供の生活、教育の質を向上させる、そして、結果として子供の貧困率の改善にもつながるということでございます。

次に、子ども手当の必要性及びばらまきの批判について質問がございました。

少子化が進展する中で、安心して子育てをできる環境を整備することが喫緊の課題です。また、各種調査によると、子育て世帯からは、子育てや教育にお金がかかるので、経済面での支援も求める声も強いと承知をしております。

こうした中で、思い切った政策が求められており、子ども手当は、次代を担う子供の育ちを社会全体で応援する観点から今回の法案提出をさせていただいたということで、我が国において、先ほども申し上げましたとおり、必要な施策と考えておりまして、ばらまきの批判は当たりません。

平成二十三年以降の子ども手当について質問がありました。

平成二十三年以降の子ども手当については、昨年十二月の四大臣合意を踏まえつつ、財源のあり方も含め、平成二十三年予算編成過程において改めて検討することになっております。基本的には、マニフェストどおりに実現できるよう、政府全体で検討し、結論を得てまいります。

子ども手当は、次代の社会を担う子供の育ちを社会全体で応援するものであり、家計の収入のいかにかわらず確実に支給されるよう、所得制限を設けないことにしたところであります。なお、先進国では、所得制限は設けていないところ

ろが一般的です。

我々は、この次の、控除から手当へという御指摘もございました質問の回答にもなりますけれども、控除から手当へ、こういう考え方を貫いていきたいというふうに考えております。

控除というのは、これはどうしても高額所得者に有利になりがちでございます。控除から手当へということになるわけでございまして、今回の子ども手当の支給についても、根っこの部分から考えると、高額所得者ほど控除が、若年者控除、十五歳以下の控除がなくなりますので、実質的な手取りの金額は順次減っていく、こういう形になるわけでございまして、控除から手当へ、その部分も総合的に見ていたと、今回の私どもの目的がわかるというふうに考えております。

そして、次の質問といたしましては、控除から手当への具体的な意味ということでございます。

これについては、先ほども申し上げましたとおり、現行の所得控除は、高所得者に適用される税率が高いことから、高所得者の負担軽減額は大きな一方、低所得者の方は低い税率が適用されておりますから負担軽減額は小さくなる、こういうことでございます。

私も、これ以外の政策についても、控除から手当へという考え方のもと、相対的に高所得者に有利な考え方から、相対的に支援の必要な人に有利な手当へ切りかえるということでございまして、子ども手当もその考えに沿ったものでございます。ぜひ御理解をいただきたいとお願い申し上げます。(拍手)

(国務大臣福島みずほ君登壇)  
○国務大臣(福島みずほ君) 総合的な子ども・子

育て支援策についてお尋ねがありました。

子ども・子育て支援については、平成二十二年予算案において、子ども手当の創設、高校の実質無償化、児童扶養手当の父子家庭への支給、不妊治療への経済的支援の充実など、現金給付や経済的支援について大きな進展が見られたほか、保育サービスについては三千八百八十一億円、放課後対策、児童クラブについては四十億円増加の二百七十四億円を計上し、必要な予算を盛り込んだところであります。

本予算案も踏まえ、今後の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、このたび、一月末に子ども・子育てビジョンを策定いたしました。

今回のビジョンは、子供が主人公であるとして、これまでの少子化対策から子ども・子育て支援へと転換し、子供と子育てを応援する社会の実現に向けて、社会全体で子育てを支え、個人の希望を実現することを目指しております。

このため、子ども手当の創設などの経済的支援に加え、保育サービス等の基盤整備に関する数値目標を盛り込むなど、総合的な子育て支援を推進することとしております。

具体的には、今後五年間で、毎年五万人程度の保育サービスの拡充を行い、三歳未満児の三人に一人が保育サービスを受けられるようにすること、放課後児童クラブを充実させ、対象児童の三人に一人がサービスを受けられるようにすることなどを目標としております。

今後は、関係省庁の協力も得て、ビジョンに盛り込まれた各種施策の実現を強力に推進してまいります。(拍手)

○議長(橋路孝弘君) 古屋範子さん。

(古屋範子君登壇)

○古屋範子君 私、公明党を代表して、ただいま議題となりました平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律案について、厚生労働大臣に質問をいたします。(拍手)

まず、質問に先立ちまして、一言申し上げます。

国会運営に関して、民主党は、野党時代に、参議院予算委員会の基本的質疑が終わるまでは法案審議には入らないと強い主張をされておりました。しかしながら、民主党は、今回、民主党の最重要政策である子ども手当法案を、野党の強い要求にもかかわらず、重要広範議案とせず、委員長職権で、鳩山総理の出席のない趣旨説明、質疑を決定いたしました。なぜ、総理は本会議に出てきて直接国民に子ども手当法案の説明をしようとならないのか、理解できません。

こうした議会運営は、議会制民主主義の根本を揺るがす暴挙であり、議会に籍を置く者として到底許すことのできないものであります。

まず冒頭、強く抗議をし、質問に入ります。

猛スピードで進む少子高齢化や経済危機に伴う世界的な構造転換の真つた中において、世界に誇る人材立国構築は、日本が最優先すべき重要課題の一つであります。そのためには、安心して子供を生み育て、若者が希望を持って学び活躍できる社会へ、子育て、教育、若者雇用等において支援策のさらなる前進を目指すべきであると考えます。

この子育て支援、少子化対策の基幹として、今や児童手当は広く社会に定着してきております。

この児童手当を、まず自治体独自の制度として誕生させ、昭和四十七年一月から国の制度を主導し、今日まで着実に、かつ一貫して児童手当制度を拡充してきたのが公明党であります。

一方、今回提出の子ども手当法案は、巨額の公費を投じて実施されるものであり、国家財政や経済社会に大きな影響を与えるものであります。明確な政治理念、政策目的に基づき、さらに関連施策への影響も十分考慮した上で制度設計することが求められております。

そこで、初めに、政府は今般、なぜこのような二十二年のみの法案を提出してきたのか、お伺いいたします。

民主党はこれまで、平成十八年以降三回にわたって子ども手当法案を提出しており、今国会では、当然その法案が提出されるものと思っております。しかし、本法案の中身は、児童手当法による給付をそのまま残しつつ、これを子ども手当と言ひ、それ以外の拡充分を国費で賄うことによつて、子ども手当として中学校修了まで一人月額一万三千元を支給する内容となっております。

これは、子ども手当法案ではなく、まさしく児童手当の拡充法案であります。マニフェストを完全に実現するのであれば、児童手当法を廃止し、恒久的な子ども手当法を制定するのが筋ではないでしょうか。

本法案は平成二十二年に限った子ども手当の支給を定めているのみであり、しかも、平成二十三年度は、改めて、月額二万六千円の満額支給のための子ども手当法案を提出する方針といえます。市町村等の手続変更等の負担を考えれば、今年度は児童手当法の改正で対応し、明年の通常国会にきちんとした形で子ども手当法案を提出すべきであります。

制度設計を先送りし、財源についても十分確保されたとは言いがたい段階であるにもかかわらず、あえて単年度の暫定措置として本法案を提出したことに緊急性、必要性があるのでしょうか。

長妻大臣、御説明ください。

次に、これまでの児童手当法の拡充における民主党の対応と本法案の関係について伺います。

公明党は、平成十一年十月以降、連立政権に参画する中で、一貫して児童手当の拡充に取り組み、五回にわたって制度を拡充してまいりました。

平成十二年には、支給対象が義務教育就学前までに拡大、翌年の十三年には、支給率を支給対象年齢の児童の七二・五％から八五％に引き上げるよう所得制限を緩和、十六年には、支給対象を小学校三年修了前までに、さらに十八年には、小学校修了前までに拡大するとともに、支給率を九〇％に引き上げるよう所得制限を緩和、そして十九年には、三歳未満児への支給額を一万円に引き上げました。

この児童手当の拡充をばらまきと批判し、法改正に伴う四回の拡充法すべてに反対をした唯一の政党が民主党であります。

問題は、本法案の内容が、公明党が拡充し、民主党がごとく反対をしてきた現行の児童手当制度そのものの上に成り立っているということにあります。児童手当法の規定に基づく給付に上乗せして支給される本法案は、手当の名称は違いますが、実態としては児童手当制度の拡充であります。

すなわち、公明党が主導してきた制度の拡充がなければ、現政権は二十二年だけでもさらに大きな財源を要したはずであります。さんざん反対してきておきながら、それをそのままそっくり使うというのは、余りにも都合のいい話であります。現行の枠組みを活用するというのであれば、これまでの児童手当法改正に反対した民主党の対応が誤りであったと国民に対し明確に説明すべきです。長妻大臣に明快な答弁を求めます。

次に、これまで民主党が提出してきた法案と本法案の違いについて伺います。

直近の平成二十年四月に提出した子ども手当法案では、子ども手当の費用は全額国庫負担としておりましたが、本法案では、児童手当分の地方負担と事業主負担を残したのはなぜでしょうか。

また、来年度以降について、国、地方、事業主負担のあり方をどのように考えるのか。何度も法案まで出しているのですから、変更箇所について明快に説明をすべきであります。

また、民主党が平成十八年三月に提出した法案では、支給額は一万六千元、法律の目的には、児童の健全育成とともに、児童の養育に係る経済的負担の軽減という文言が入っていましたが、その後、法案を再提出した際に、なぜ支給額を二万六千元にしたのか、法律の目的を変えたのかなど、変更理由が明確になっておりません。

このように、平成十八年に提出した法案と、平成十九年及び二十年に提出した法案と、そして本法案と、なぜ中身が変わっていくのか、二万六千円という支給額の根拠を初め変更箇所についてわかりやすく御説明ください。

次に、平成二十三年以降の子ども手当について伺います。

本法案の附則第二条には、「子ども手当の平成二十三年以降の制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とありますが、要するに、これは、二十三年以降の子ども手当については支給額や費用負担のあり方について全く方向性が示されていないということになるのではないのでしょうか。

民主党のマニフェストでは、二十三年以降は満額の一人二万六千円を支給するというのが国民との約束でしたが、これについては、ことしに入り、政府内でも財務副大臣の否定的な発言が飛び出し、鳩山総理の発言にもぶれが目立ちます。満額支給するために五兆五千億とも言われる巨額の財源が必要ですが、これをどのように手当てするのでしょうか。

鳩山総理は、二月八日の衆議院予算委員会において、事業仕分け等による無駄の排除による歳出削減努力を徹底すると答弁しておりますが、果たして、無駄の削減のみによって子ども手当に係る巨額の財源を賄うことができるのか、甚だ疑問であります。

子ども手当制度を恒久的な制度として継続していくとするならば、確かな安定財源を示す必要があります。仮に必要な財源を確保できない場合、二十三年度は満額支給できないということがあるのでしょうか。もしそうでないというなら、長妻大臣、この場で、二十三年度以降はマニフェストどおり二万六千円支給しますと明確に御答弁ください。あわせて、満額支給のための財源はどのように確保するのか、具体的にお答えください。

平成二十二年二月二十三日 衆議院会議録第九号

公明党は、これまで、児童手当などの経済的支援と保育所整備や育児休業制度などの環境整備を車の両輪として進めてまいりました。平成十八年には、これまでの政策に加え、出生率低下の主要な要因が晩婚化、非婚化にあることを踏まえ、その背景にある働き方の見直しなど、日本社会の構造改革に大きく踏み込んだ少子社会トータルプランを作成するなど、総合的な子育て支援の充実に取り組んでまいりました。

その意味において、本年一月、政府が新たな子ども・子育てビジョンを発表し、大幅な保育所等の整備目標を掲げたことは評価いたしますが、問題はその財源であります。

平成二十六年まで毎年五万人分の保育サービスを増やすことや放課後児童クラブを三十万人分ふやすことなど、新ビジョンを実現するための追加費用は、平成二十六年から年間七千億円、制度改善を含めれば一兆六千億円とも試算されております。来年度以降の子ども手当満額支給だけでも五兆五千億もの財源が必要とされており、こちらの財源の見通しが全く立たない中で、果たしてもう一方の保育所等の子育てに係る環境整備にどれだけの費用が充てられるのか、その実現性が疑問視されております。

子育て支援はバランスよく進めることが重要であり、保育所整備などの子育てに係る環境整備について、どのように必要財源を確保していくのか、お答えください。

また、このことに関連して、児童育成事業について、来年度以降は廃止をするのか。仮にそうなれば、放課後児童対策等の財源がさらに減少する可能性があることについてどのように考えるのか、お答えください。

か、長妻大臣の答弁を求めます。

我が国は、先進国の中で、子育てに係る予算がGDPに占める比率が最も低い水準にあり、経済支援一つをとってみても、まだまだ施策の充実が必要であります。その観点から、子ども手当の創設は、公明党が取り組んできた児童手当の拡充と考え方が重なる部分があるかもしれません。

しかしながら、ただいま述べたとおり、今回の法案はこれまで民主党が提出した子ども手当法案とは異なる内容であり、法案を提出するたびに、目的や支給額、財源構成等が変わる、その一貫性のなさは、民主党の子育て支援の全体像や理念のなさを映し出していると指摘せざるを得ません。

また、子ども・子育てビジョンについても、子ども手当だけでは不十分であり、子育て支援のバランスを欠いているとの指摘を受けて、急ぎ策定したことは否めません。

十分な検討と合意形成なしに制度を導入し、かつて国民や子供の利益に反することとなつては取り返しがつきません。十分に議論を重ね、制度設計をきちんと行い、確実な財源と国民の理解を得た上で子ども手当を導入すべきであります。

安心して子供を生み育てられる社会の構築に向けて、政府がトータルな子育て支援のビジョンを国民にわかりやすく示すことの重要性を指摘いたします。

以上、私の質問に対する明快な答弁を求め、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣長妻昭君登壇〕

○国務大臣(長妻昭君) お答えをいたします。

今般の子ども手当法案を単年度の法案として提出した理由について御質問がございました。

少子化が進展する中、今、思い切った対策を講じなければ、将来、経済や社会の担い手が不足し、国の基盤が揺らぎかねないと考えております。

平成二十二年においては、財源をめぐりさまざまな議論がある中で、まずは一万三千円の子ども手当について、児童手当分を現行どおり、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担する仕組みのもとで実施をいたします。

今までは、これだけの政策というのが後回しにされてきた嫌いはあるんですけども、やはりここで先ほど申し上げました国家百年の計に立つ政策を大きく一歩踏み出したい、こういう趣旨を御理解いただきたいと思います。

平成二十三年以降の子ども手当については、昨年十二月の四大臣合意を踏まえつつ、平成二十三年予算編成過程において、財源のあり方も含めて改めて検討することになっております。政府全体で本格的な制度設計に向けて検討し、結論を得た上で、改めて法律案を提出したいと考えております。

過去の児童手当法の改正と子ども手当法案との関係について御質問がありました。

児童手当は、家計の生活の安定に寄与することにも、次代の社会を担う児童の健全な育成を図ることを目的として、昭和四十七年に創設された制度であります。公明党の御尽力もあり、順次、制度の拡大が図られてきたものと認識をしております。

過去、民主党が児童手当法改正に反対してきた理由としては、ここに当時の反対討論の議事録も

ございますけれども、給付内容が十分ではないということ等で反対をいたしたところでありましてけれども、ただ、子ども手当と児童手当は子供の健全育成を社会全体で支援するという面では共通する面もあると考えております。

また、今回、次代を担う子供の健やかな育ちをひとしく支援するという観点を強め、第一に、所得制限を撤廃し、第二に、年齢や出生順にかかわらず一律の手当額とし、第三に、金額を大幅に拡充するとともに、第四に、対象者を中学卒業まで拡大することといたしました。これらは過去の反対理由とそこを来すものではないと考えております。

今回の子ども手当法案と過去の民主党の子ども手当法案の変更点について御質問がございました。今回の子ども手当法案の趣旨については、平成十九年以降の民主党の子ども手当法案と同様に、次代の社会を担う子供の育ちを支援するという観点から実施するものとしております。

また、財源構成については、過去の民主党の子ども手当法案においては全額国庫負担としていましたが、今般の法案においては、平成二十二年における単年度の措置として、子ども手当については、児童手当分を現行どおり、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担することとしております。

子ども手当の額については、第一に、子供の育ちに必要な基礎的な費用の相当部分をカバーする、第二に、諸外国の手当制度と比較しても遜色ない水準とするといった点を総合的に勘案して、民主党において総合的な判断のもとマニフェスト

に盛り込まれ、国民にお約束した額であり、平成二十二年度はその半額である一万三千円を支給するというものとしております。

いづれにしても、平成二十三年以降の子ども手当については、昨年十二月の四大臣合意を踏まえつつ、平成二十三年予算編成過程において改めて検討することとなっており、政府全体で結論を得てまいりたいと考えております。

平成二十三年以降の子ども手当について御質問がありました。

平成二十三年以降の子ども手当については、先ほど申し上げました四大臣合意を踏まえて、平成二十三年予算編成過程において改めて検討することとなっており、基本的には、マニフェストどおり、二万六千円、一カ月の支給を実現できるように、政府全体で結論を得てまいりたいと考えております。

その財源の確保については、政府全体で、より一層の歳出削減や予算の見直しに徹底して切り込むこととしており、平成二十三年予算編成過程において、財源のあり方も含めて結論を得てまいります。

子育てに係る環境整備に関してお尋ねがございました。

子ども・子育て政策については、子ども手当等の支援とともに保育サービス等の現物給付サービスの充実も重要であり、総合的な子育て支援の対策として、先月末に子ども・子育てビジョンを決定し、その実現に向けた取り組みを進めることとしております。

子育てには、子ども手当のような現金支給、そして保育サービスの充実のような現物支給、そし

てもう一つ、ワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和、この三つが適切に整備されなければならないというふうに理解をしております。

子ども・子育てビジョンにおいては、保育サービスの定員を毎年五万人ずつふやして、三歳未満児については、今は全人口の四人に一人分の定員は保育サービスでありますけれども、それを五年後には三歳未満の全人口の三人に一人の定員を確保していききたい。そして、放課後児童クラブについても、五年間で三十万人ふやして、今は小学校一年から小学校三年生までの全人口の五人に一人の定員はあるんですけど、それを五年後に、小学校一年から小学校三年生までの全人口の三人に一人定員を確保するということを目指して基盤整備を進めることとしております。

また、ビジョン等に明記された新たな次世代育成支援のための包括的、一元的な制度の構築に向けた検討においては、保育サービスや児童育成事業で行われる放課後児童クラブ等の費用を社会全体で負担する仕組みも含めて検討していくということを考えております。

保育サービス等のビジョン目標達成に向け、一月二十九日に設置された子ども・子育て新システム検討会議等において、その財源のあり方等も含め検討が行われるものと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長 横路孝弘君 高橋千鶴子さん。

(高橋千鶴子君登壇)

○高橋千鶴子君 私は、日本共産党を代表して、平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律案について質問します。(拍手)

子ども手当は、民主党が総選挙の政権公約のトップに掲げた、まさに鳩山内閣の目玉政策であります。その法案審議に当たっては、当然、鳩山総理自身が答弁の責任を果たすべきであります。総理出席がないまま審議入りすることは極めて無責任だと言わねばなりません。

まずお聞きしたいのは、法案がなぜ二〇一〇年度に限ったものとなったのか。

財源や地方負担のあり方など、制度の根幹にかかわる問題をすべて先送りした上で、ともかく六月の支給を急いだものであることは否めません。子ども手当は、将来にわたる子育て支援策の体系の中にしっかり位置づけてこそ、その目的を果たせるのではありませんか。なぜ中途半端なまま法案を提出したのか、答弁を求めます。

子育てをめぐる現状認識について聞きます。

この間の貧困と格差の拡大は、子育て世代に深刻な打撃を与えています。

政府の世論調査によれば、子育てのつらさの一番は、子供の将来の教育にお金がかかる、三九・二%、子供が小さいときの子育てにお金がかかる、これも二〇・一%です。一方、児童のいる世帯の平均所得は、一九九六年以降、十一年間で九万円も下がっています。このもとで、日本の子供のいる現役世帯の貧困率はOECD三十カ国中十九番目という水準となっており、子供の貧困率は一四・二%という状態にあることを政府も初めて認めました。

このような現状をもたらした原因と責任がどこにあるのか。それは、自民・公明政権のもとで、保育所整備を初め子育て、教育への予算を削減し、また生活保護の切り捨てや社会保障費の削

減、低賃金、長時間労働、非正規雇用を拡大してきたことにあると考えますが、鳩山内閣の見解を求めます。

今、子育ての土台を抜本的に強化することが必要です。

子供の養育に対する国の責任を明らかにした上で、保育所を増設し待機児童を解消する、義務教育を完全に無償化し、給食費、教材費、修学旅行の費用など義務教育の必要経費については保護者の負担にしないことなど、子育ての土台の整備をすることが必要だと思いますが、政府の見解を求めます。

子育てのための現金給付、手当の充実、そうした土台の整備とあわせ、いわば車の両輪で進めてこそ効果が出ると思いますが、見解を伺います。

その一つとして、月額二万六千円の子ども手当が満額支給されると、手当の水準はフランスやドイツを超えるものになりますが、一方、保育などその他の現物給付は依然として最下位水準です。手当を配つたら、あとは自助努力、自己責任ということになるのでしょうか。答弁を求めます。

保育所については、先日の本会議で、総務大臣が最低水準がずっとあつていいのかと述べたことは問題です。保育所の設置基準や定員の上限を撤廃するならば、保育の質の低下をもたらす、子供の安全も脅かされかねません。このようなことは直ちに中止すべきです。

既にほとんどの自治体で取り組まれている乳幼児の医療費の無料化などは、国の制度として行うべきではありませんか。お答えください。

次、法案について具体的に伺います。

手当の支給額についてです。そもそも、二万六千円という支給額の根拠について御説明ください。二〇一〇年度はとりあえず半額の一萬三千円を支給すると言いますが、次年度以降は満額になるのか、伺います。

支給対象については、十五歳以下のすべての子供を対象に支給することではないでしょうか。里親や児童福祉施設など、社会的養護に当たる子供への支給についても分け隔てなくすべきであり、子供自身が実質的な利益を受けるように、丁寧な制度設計と扱いがなされるべきですが、見解をお聞かせします。

給食費や税金の滞納世帯に対して滞納分を手当と相殺するという発言も聞こえてきます。子育てを社会全体で支えるという制度の趣旨からいっても行うべきではないと考えます。見解を求めます。

財源にかかわることです。

最大の問題は、子ども手当の財源が増税と抱き合わせになつていくことです。

控除の廃止による増税の影響についてですが、民主党は、増税と手当とで手取りが減るのは全体の四％未満と説明しました。これに対して、全国五千万世帯のうち一八％に当たる約九百二十万世帯で増税となると試算が公表されています。実際はどのような影響が出るのでしょうか。世帯別の影響とその根拠について説明してください。

今回見送られた配偶者控除の廃止や二十三歳から六十九歳までの成年扶養控除の廃止については、次年度以降行うつもりですか。伺います。

さらに、扶養控除の廃止縮小に伴う増税だけではなく、保育料など二十三項目について連動して

負担増が起ることが指摘をされています。地方のさまざまな軽減策にも当然連動します。この負担増はどれほどになるのでしょうか。負担増にならない対応とは具体的にどのようなものですか。お答えください。

政府は、当初、国庫負担でと言っていました。政府は、現行の児童手当の仕組みを残しました。総理は、財源に余裕ができた分だけ支給する仕組みをつくりたい、こんな発言をしたようですが、今後は、地方負担、企業負担はそれぞれどうなりますか。答弁を求めます。

また、財源として民間保育所の運営費国庫補助分を充てることが検討されていますが、それは絶対認められません。

手当の支給ありきで、後から増税、しかも、その安定した財源を口実に消費税の引き上げなど、もつてのほかです。財務大臣の見解を伺います。

我が党は、財源について、聖域扱いされてきた大企業や高額所得者への応分の負担や、軍事費は削減するという真剣な検討が必要であると考えています。その論議を通じて、真に安心、安全な子育て社会をつくる方向を目指すべきだということを強く求めて、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣長妻昭君登壇〕

○国務大臣長妻昭君 答えをいたします。

今般の子ども手当法案を単年度の法案として提出した理由について御質問がございました。

少子化が進展する中、今、思い切った対策を講じなければ、将来、経済や社会の担い手が不足する、国の基盤が揺らぎかねない。先ほど二〇五五年のお話を申し上げたわけでございます。こうした状況を踏まえ、子ども手当について

は、次代を担う一人一人の子供の育ちを、個人の問題ではなくて、社会全体で支えるという観点から実施するものであります。子ども手当の実施によつて、結果として、少子化の流れを変え、子供の健やかな育ちの確保などにつなげていきたいと考えております。

平成二十二年においては、財源をめぐりさまざまな議論がある中で、まずは、一萬三千円の子ども手当について、児童手当分を現行どおり、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担する仕組みのもとで実施するというにしたいわけでございます。

単年度でございますけれども、平成二十三年以降の子ども手当については、昨年十二月の四大臣合意を踏まえつつ、平成二十三年予算編成過程において、財源のあり方も含めて改めて決定することとなっております。政府全体で本格的な制度設計に向けて検討し、結論を得た上で、改めて法律案を提出してまいります。

子供の貧困の現状の原因と責任についてお尋ねがございました。

これまで、医療や生活保護を初め、社会保障費の自然増を毎年二千二百億円機械的に抑制することや、経済のグローバル化に伴う企業行動の変化と相まった、雇用にかかわる行き過ぎた規制緩和などにより、格差が広がり、国民の不安が増大していることを認識をしております。

新政権では、我が国の抱える貧困の問題を直視するため、厚生労働省において、初めて相対的貧困率を公表したところであります。

平成二十二年予算案においては、子供の貧困

に着目をして、第一に、昨年復活させた生活保護の母子加算の継続、第二に、これまで支給対象ではなかった父子家庭、お父様とお子様の父子家庭への児童扶養手当の支給などの対策を盛り込んだところと加えて、中学校修了までの子供一人当たり月額一万三千円の子ども手当の創設についても、結果として子供の貧困問題にも資するものと考えております。

さらに、今通常国会において、非正規労働者に対する雇用保険の適用拡大という法案を一月二十九日に提出をいたしました。また、労働者派遣制度では、派遣労働者の雇用の安定を図るための法案を提出することとしております。

これらの取り組みなどにおいて、引き続き、子育て世代を中心として、格差社会の是正や貧困の問題に真摯に対応してまいります。

配ったあとは自己責任というような、子育てのための現物給付と待機児童解消などの土台整備、自己責任との関係についてお尋ねがございました。

もちろん、手当を配ったらそれで終わりという発想ではございませんで、子供に対する支援、子育て支援には、現金の給付等、そして保育所サービス等の現物給付、そしてワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和、この三つが適切に整備されるということが、これは諸外国の例を見ても非常に重要だと私どもも心得ているつもりであります。

具体的には、まずはこの保育サービス、待機児童の問題も言われておりますので、その定員を毎年五万人ずつふやす目標値を設定し、そして、放課後児童クラブの拡充というのも五年計画で取り

組んでいく。これらの取り組みを通じて、子ども手当等の支援と教育や保育等のサービスを車の両輪としてバランスよく組み合わせ、個人に子育ての過重な負担を負わせるのではなくて、社会全体で子育てを支え合う環境づくりに取り組むということを考えてまいりたいと考えております。

保育所の最低基準については、昨年十二月十五日に閣議決定した地方分権改革推進計画において、基本的に条例に委任し、国は、参考にすべき基準、つまり参酌基準を定めることといたしました。しかし、保育士の配置基準や保育室等の面積基準など、直接、保育の質に大きな影響を与える基準に限り、遵守するべき基準として全国一律の最低基準を維持することとしております。

一方、保育室等の面積に係る最低基準については、待機児童の解消を図る観点から、東京など一定の地域についての一時的な特例措置として、説明責任を付した条例委任である標準という措置といたしました。ただし、待機児童の状況が好転した場合には、これらの基準は遵守すべき基準とする予定であり、直接、子供の健康や安全、発達の保障に影響を与えるものについては、国が最低基準を定めるとする原則は維持されるものと考えております。

各自自治体においてそれぞれ適切な基準を定めるなど、引き続き保育の質が確保されるよう、適切な措置を講じていただきたいと考えております。

乳幼児医療費の無料化について御質問がありました。

国においては、近年の少子化対策の重要性の高まり等を踏まえて、医療保険制度における乳幼児に対する自己負担割合を三割から二割に軽減する措置の対象年齢について、御存じのように、平成二十年度から小学校入学前のすべてのお子さんまで拡大をしたわけでございます。

乳幼児医療費については、さらなる軽減を行うことについては、現行の厳しい財政状況の中で、医療提供体制の確保や保育などの他の少子化関連施策との均衡などを勘案すると、現時点においては課題が多いと考えております。

なお、未熟児、子供の難病といった特に厚い支援が必要な児童に對しましては、その医療費の公費助成を実施しているところでございます。

子ども手当額について質問がありました。子ども手当の額、二万六千円については、第一に、子供の育ちに必要となる基礎的な費用の相当部分をカバーする、第二に、諸外国の手当制度と比較しても遜色のない水準とするといった点を総合的に勘案して、民主党において判断をして、マニフェストに盛り込まれました。国民にお約束した額であり、平成二十二年度はその半額である一万三千円を支給いたします。

また、平成二十三年以降の子ども手当については、昨年十二月の四大臣合意を踏まえつつ、財源のあり方も含めて、平成二十三年予算編成過程において改めて決定することとなっております。基本的には、マニフェストどおり月額二万六千円実施できるよう、政府全体で結論を得てまいりたいと考えております。

子ども手当の支給対象となる子供について御質問がございました。

子ども手当は、すべての子供の育ちを社会全体

で支援することを趣旨としております。したがって、本来、施設内の親のいない子供等に対しても子ども手当の恩恵が行き渡るべきであると考えております。

しかしながら、平成二十二年においては、施行までの期間や市町村の事務負担を考慮すれば、子供を保護し、見守り、監護する方に手当を支給するという現在の支給要件を法律上変更することは困難であります。

このため、別途、例えば安心子ども基金の活用により、子ども手当の支給対象とならない施設内の親がいない子供等について、施設に対し子ども手当と同じ額が行き渡るような措置について今検討をしているところでございます。

平成二十三年以降の取り扱いについては、制度のあり方の検討の中で、子ども手当の恩恵が行き渡るような子ども手当制度における対応について決定してまいります。

子ども手当と給食費等の相殺について御質問がありました。

子ども手当については、次代を担う一人一人の子供の育ちを社会全体で応援する観点から実施をするものであります。受給者である父母の方には、受給者の責務として、手当の趣旨に従って子ども手当を用いなければならない責務が課されており、制度の趣旨を御理解いただき、子供の健全な育ちのために有効に使っていただきたいと考えております。

給食費の滞納については、まず、厚生労働省としては、子ども手当が支給の趣旨に従って用いられるよう、広報等に極力努めていく考えであります。

また、本件については、今後、現場の御意見も踏まえ、平成二十二年度の実施状況も見た上で、平成二十三年以降の本格実施に向けた検討を進めることとしております。その中で、子ども手当の趣旨がより生かせるような仕組みができないか、制度面の検討も含め議論をしてみたいと考えております。

子ども手当に係る財源について御質問がございました。

これは、繰り返しになりますけれども、平成二十三年以降の子ども手当については、昨年の四大臣合意を踏まえつつ、財源のあり方も含めて予算編成過程において改めて決定することとなっております。

その財源の確保については、政府全体で、より一層の歳出削減や予算の見直しに徹底して取り組むこととしており、財源のあり方も含め、関係方面の御意見もよく伺いしながら結論を得てまいりたいと考えております。

また、厚生労働省としては、保育所整備について、引き続き国が責任を持って取り組む必要があるというふうに考えております。

以上です。(拍手)

(国務大臣原口一博君登壇)

○国務大臣(原口一博君) 高橋議員から二点お尋ねがございました。

まず、保育所の設置基準の廃止についてお尋ねがございました。

高橋議員、私たちは、子供たちにたくさんの支援をしていきたい、チルドレンファーストということをお願いしています。何よりも子供たちの育ち、そして健全な発達、これを支援する立場で申し上げたいと思います。

保育所の設置基準など、地方自治体の事務を縛っている義務づけ、枠づけの見直しとは、基準そのものを廃止するというものではなくて、中央で全部決めてそれを地方へ押しつけていた基準等を、地方自治体みずからが決定し、最適なサービスを実施することができるよう改める改革でございます。

また、最適なサービスを提供するようなリダーを地域で選んでいただく民主主義そのものを信頼する変革であります。

今後、地域主権戦略の工程表に従い、その見直しに政治主導で集中的かつ迅速に取り組んでまいります。

世界でも最低と言われるような、そういう基準でいいのかという問題提起をしたことを御留意いただきたいと思います。

次に、子ども手当の未払いの給食費等との相殺についてお尋ねがございました。

もう長妻大臣が答弁したとおりでございますが、子ども手当は、次代の社会を担う子供の健やかな育ちを応援するという理念のもとに実施されるものであり、その趣旨に沿った形で活用されることが重要であると考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣菅直人君登壇)

○国務大臣(菅直人君) 高橋千鶴子議員にお答えを申し上げます。

まず、年少扶養控除の廃止による影響等についての御質問です。

年少扶養控除の廃止については、所得税は二十三年分から、個人住民税は二十四年度分から適用されることになります。

他方、子ども手当は二十二年から支給される

ため、二十二年において基本的には負担増となる世帯はない、このように認識をいたしております。

二十三年以降については、先ほど来各大臣から御答弁ありましたが、子ども手当の支給額がどうなるかによりますけれども、二十三年度における子ども手当の支給については、マニフェストに掲げた額を実現するよう全力を挙げて財源確保に努めてまいります、このように考えております。

また、配偶者控除及び成年扶養控除の廃止についての御質問でありました。

昨年末に閣議決定した税制改正大綱において、まず、成年扶養控除については、「議論を深めて幅広い国民的な合意を得ながら、今後、その見直しに取り組む」と述べ、また、配偶者控除については、「考案方等について広く意見を聴取しつつ整理を行った上で、今後、その見直しに取り組む」とされております。今後、税調を中心に、こういった線に沿って検討をしていきたいと考えているところであります。

さらに、扶養控除の廃止縮小に伴う保育料等への影響についての御質問がありました。

昨年末に閣議決定した税制改正大綱において、国民健康保険料や保育料等の制度を所管する府省は、所得控除から手当へ等の考え方のもとで、扶養控除の見直しの趣旨を踏まえて、こういった措置が負担増とならないようなことを念頭に置いて、負担基準の見直しなどの適切な措置を講じることとする、こういったふうに述べてあります。今後、各府省により、こうした形で措置が講じられるものと考えております。

なお、こうした保険料等に関する負担基準の見直し等の適切な措置の検討を行うために、現在、

税調にプロジェクトチームを設けて検討を始めているということも申し添えておきたい、このように思います。

さらに、控除の廃止と消費税の引き上げといったことについての御質問がありました。

今般の税制改正においては、所得再配分機能の回復や、控除から手当への考え方のもとで、子ども手当の創設と相まって、年少扶養控除を廃止することとしたところであります。

所得控除である年少扶養控除の廃止により、所得水準に応じ、高所得者により大きな負担を求める形で税負担増をお願いすることになります。

その一方で、子ども手当の創設により、一定の手当の支給を行うこととしており、これらの結果として、相対的には、低所得者の方に対して比率としてはより手厚い支援が実現するものである、このように考えております。

他方、二十二年税制改正大綱においては、税制全般の見直しを進めていくことにしており、この中では、所得税、法人税、消費税あるいは環境税などについても議論を進めたいと考えております。消費税のあり方については、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などとあわせて検討すべきということを税制大綱でも申し上げているところであります。

また、消費税については、歳出の見直し等の努力を最大限行い、さきの衆議院選挙でいただいた政権担当期間においては消費税の税率引き上げは行わないこととしているということも改めて申し上げます。

以上が答弁です。(拍手)

○議長(橋路孝弘君) 阿部知子さん。

(阿部知子君登壇)

○阿部知子君 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

社会民主党を代表して、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案について質問を行います。(拍手)

ことは、子どもの権利条約が国連で採択されてから二十一年目に当たります。日本政府は、一九九四年に同条約を批准していますが、国内法の整備や子供施策の見直しはまだまだです。

そんな中、長年子供の医療に携わってきた私として、今回、次世代の社会を担う子供の育ちを社会全体で支援することをうたった本法案が提出されたことを、心からうれしく思います。同時に、本会議場に自民党の皆さんがおられないことは、大変残念であります。

本法案は、憲法二十五条の生存権と十三条の幸福追求権、そして、子どもの権利条約の理念である子供の最善の利益の追求に沿うものであり、子供に着眼した本格的な施策の充実へ新政権が踏み出す第一歩であると考えます。

また、子供施策は、単に子供の支援にとどまらず、それをはぐくむ家庭の支援をも伴うべきであります。それらに省庁横断的に取り組み、強力に施策を推進していくには、子ども家庭省の創設が必要です。仙谷国家戦略担当大臣の御認識を伺います。

次に、本法案は単年度の暫定的なものであり、多くの課題がまだ残されていることについてお伺いいたします。

一つは、子供の貧困が深刻化する中で、子ども

手当が高額所得者の家庭にも支給されるという点です。政府税調は、ゼロ歳から十五歳の所得税の扶養控除を廃止することで、所得の低い層に、より手厚い給付となるよう税制を改正することですが、このような理解で相違ないでしょうか。同時に行為される住民税の扶養控除の廃止は、さまざまな分野への影響が考えられます。税、社会保険料、利用者負担も含めたすべての負担と給付の関係を調査すべきと考えますが、厚生労働大臣の御所見をお伺いいたします。

二つ目の課題は、最も援助を必要としている子供が受け取れないケースがあることです。例えば、親権者のいない子供、虐待等により児童養護施設に措置されている子供、里親の子供たちです。一方、虐待や育児放棄等の問題を抱えた親が給付を受け取り、手当が子供のために使われないケースも考えられます。

それらに対して、今年度は、未成年後見人制度を整備するなど早急に手だてを講じ、来年度からは、個別の申請ではなく、出生届と同時に基礎自治体に子ども台帳を作成して、すべての子供を対象とする普遍的な給付として確立すべきと考えます。

子ども台帳は、単にお金を配る台帳ではなく、子供のセーフティネットの基盤として、保健、福祉、教育の分野と連動させ、子供の貧困の予防や必要な支援のために活用が可能です。長妻厚生労働大臣及び原口総務大臣の御所見をお願いいたします。

さて、子供たちあるいは子育て家庭を支え、働くことを応援していくためには、現金給付とともに、保育や医療、教育など現物給付が不可欠であ

り、双方のバランスが求められます。二〇一〇年度からの月額一人一万三千円は、欧州諸国の水準です。

民主党のマニフェストによれば、二〇一一年度から、さらに倍額の月額一人二万六千円にするとしておられますが、それ以前に現物給付の充実を図るべきです。喫緊の課題は待機児童対策であり、国と自治体が責任を持つて保育所を増設し、安定的に運営が可能となるよう財源を注ぐ必要があります。

昨年十一月十八日、OECDは、日本の経済政策について、手当より保育や就学前教育など子育て家庭への現物給付を充実することを提言しています。

次年度以降の給付額の再考と現物給付の充実について、長妻厚生労働大臣と福島少子化担当大臣の御所見をお願いいたします。

子ども手当は、本来、全額国庫負担とすることとしていますが、児童手当の事業主負担分は、制度が子ども手当に完全に移行しても確保すべきと考えます。子供施策関連の事業主の負担は、スウェーデンで二七％、フランスで五八％、日本は一二％にすぎません。企業の社会的な責任として、事業主も子供施策の費用を負担していただきたいと考えます。

また、現在の国基準による保育所運営費では、多様な保育のニーズには対応できません。ほとんどの自治体では、保育料の負担軽減や長時間保育のための保育士の増員など、地域の実情に応じた独自の施策を講じており、差額は自治体の持ち出しとなっております。

そこで、各都道府県に子ども基金を創設し、児

童手当の自治体負担分と事業主負担分をプールして、自治体が地域の子供施策、子育て施策に活用できるよう、新たな仕組みをつくることを提案いたします。この基金により、自治体は子育て支援策を大幅に充実することが可能となります。この提言について、原口総務大臣、御所見をお願いいたします。

子ども手当の導入が、子供と家族に優しい社会を実現する第一歩となるよう、国会での議論の深化を期待し、代表質問を終わります。(拍手)

(国務大臣長妻昭君登壇)

○国務大臣(長妻昭君) お答えをいたします。

まず、控除と手当の関係について御質問がございました。

現行の所得控除は、同額の所得を控除した場合、高所得者に適用される税率が高いことから、高所得者の負担軽減額は大きくなる一方で、低所得者の負担軽減額は小さくなります。他方、手当は、定額の給付であることから、相対的に支給の必要な人に実質的に有利な支給を行うことができます。

このように、控除から手当は、相対的に高所得者に有利な所得控除から、相対的に支援の必要な人に有利な手当へ切りかえるというものであり、子ども手当の創設は、こうした考え方に沿ったものであります。

扶養控除の見直しに伴う影響についてお尋ねがありました。

確かに、言われるように、厚生労働省所管の各制度には、保険料や利用者負担等の算定に当たって、住民税、所得税の税額等を活用しているものがあります。扶養控除の見直しに伴い、さまざま

な制度に影響が出ることは承知しております。

この問題においては、平成二十二年年度税制改正大綱において、制度の所管府省においては、負担の基準の見直し、経過措置の導入など、適切な措置を講じることとされております。これを受けて、税制調査会のもとに、関係省庁の政務官から成る控除廃止の影響に係るプロジェクトチームが設置をされて、本日でございますけれども、第一回会合が開かれる予定となっております。

今後、御指摘の調査も含め、このプロジェクトチームを中心に対応を検討し、適切な措置を講じてまいりたいと考えております。

子ども手当に係る子ども台帳の作成についての御質問がありました。

子供を施策の中心と考え、必要に応じて未成年後見制度等を活用することは重要な指摘であると考えていますが、現時点では、子供を子ども手当の支給対象とすることについては、この財産をだれが管理するかなど、さまざまな課題があると考えております。

セーフティネットの基盤的制度としての子ども台帳の御提案がありました。現在でも住民基本台帳を保健、福祉などの施策の基盤として活用を進めているところであり、また、現在、社会保障等に関する番号制度の導入の議論も今まさに進んでいるところでございます。

いずれにしても、平成二十三年以降の制度のあり方については、今後よく検討して、決定をしてまいりたいと考えております。

OECDの提言とともに、子ども手当の額と現物給付の充実についてお尋ねがございました。

平成二十二年二月二十三日 衆議院会議録第九号

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案の趣旨説明に対する阿部知子君の質疑

の支援とともに、保育サービス等の現物給付サービスの充実も重要であり、総合的な子育て支援の対策として、先月末に子ども・子育てビジョンを決定し、その実現に向けた取り組みを進めるといふのは、御存じのとおりであります。

具体的には、保育サービスの定員を毎年五万人ずつ増加する目標値、あるいは放課後児童クラブの課題、あるいは医療の面でも小児のための医療施設の充実などをうたっているところであります。

また、平成二十三年以降の子ども手当については、昨年末の四大臣合意を踏まえ、改めて決定することになっております。基本的には、マニフェストどおり月額二万六千円が実現できるよう、政府全体で議論し、結論を得てまいります。

子ども基金の創設についてお尋ねがございました。

保育サービスを初めとする子育てサービスについては、子ども・子育てビジョン等で明記された幼保一体化を含む検討の中で、社会全体で費用を負担する仕組みによる財源確保等を含め、今後議論していくこととしております。このため、一月二十九日には、子ども・子育て新システム検討会議も設置され、幼保一体化、これまでの認定こども園のようなものではなくて、一体化というものに具体的に組み込んでまいりたいと考えております。

社会全体で子育て費用を負担する仕組みに関しては、例えばフランスでは、国が一般財源や事業主による拠出金を集めて、全国家族手当金庫というものを国がつくって、その財源から各県、各自自治体にある家族手当金庫にお金を渡して、そこか

ら資金を供給する仕組みがあるということなどについて承知をしており、今御指摘いただいた点も含めて、今後、制度の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。(拍手)

〔国務大臣福島みずほ君登壇〕  
○国務大臣(福島みずほ君) 子ども手当の平成二十三年以降の給付額と現物給付の充実についてお尋ねがありました。

平成二十三年以降の子ども手当については、財源のあり方も含め、平成二十三年予算編成過程において改めて検討することとなっております。

また、今般作成した子ども・子育てビジョンにおいては、現物給付の充実を含めて、今後の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととしており、保育サービス等の基盤整備に関する数値目標などを盛り込んでおります。

おっしゃるとおり、現物給付の充実が緊急な重要な課題であり、少子化担当大臣としては、子ども手当の充実はもちろんのこと、この現物給付についてもしっかりと取り組んでまいります。

二十三年以降の子ども・子育て施策に関しては、これら数値目標の実現も視野に入れながら、総合的な対策をいかに進めるのかという観点から検討してまいります。

幼保一体化の議論についても、新たに設置された中でしっかりと議論をしてまいります。(拍手)  
〔国務大臣仙谷由人君登壇〕

○国務大臣(仙谷由人君) 阿部議員から、子ども手当の評価とその体制整備について御質問をいただきました。

子ども手当は、次代の社会を担う子供一人一人の育ちを社会全体で応援しようとするものでありまして、新政権といたしましては、本格的な子供施策の充実に向けた第一歩であると考えております。

さらに、子供政策につきましても、縦割りの現体制を打破する、そして、子供目線で、子育て本位に、子供政策の企画立案、そして施策の執行の一元化を行う、そのことが極めて重要であると考えておりまして、その体制の整備に向けて努力をいたしたいと存じております。(拍手)

〔国務大臣原口一博君登壇〕  
○国務大臣(原口一博君) 阿部議員にお答えいたします。

二点、お尋ねがございました。

阿部知子議員とは、児童虐待防止法あるいは子どもの権利条約、まさに子供をしっかりと見守る立場から一緒に活動できてこられたことを心から誇りに思います。その観点からお答えを申し上げます。

子供の権利、あるいは医療、教育、貧困からの脱却など、子供を社会全体で見守り、健全な発育を支援するという立場からも、この子ども台帳に関する阿部議員の問題意識は大変大事だということに考えております。

次代の社会を担う子供の健やかな育ちを支援するために創設される子ども手当の実施に当たっての、支給対象となる情報収集、それだけではなく、今申し上げたような観点から、地方公共団体ともさまざまな連携を図り、検討を進めてまいりたい、このように考えております。

次に、子ども基金についてお尋ねがございました。

地域主権の実現のためには、地方税財源の充実など、地方が自由に使える財源をふやし、自治体

が地域のニーズに適切にこたえられるようにすることが重要です。

平成二十三年以降の子どもの手当の制度設計を行っていく中で、地域主権戦略会議等の場において、今の御提案を含め、子育て施策を、地方が実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担など、経費負担のあり方も含めて検討を行ってまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十二分散会

出席国務大臣

出席副大臣

財務大臣 菅 直人君  
総務大臣 原口 一博君  
厚生労働大臣 長妻 昭君  
国務大臣 仙谷 由人君  
国務大臣 福島みずほ君  
厚生労働副大臣 長浜 博行君

○議長(横路孝弘君) 議長報告

(理事補欠選任)

一、去る十九日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

農林水産委員会

理事 石津 政雄君(理事石川知裕君去る十日委員選任につきその補欠)

国土交通委員会

理事 竹内 譲君(理事高木陽介君去る一月二十一日委員選任につきその補欠)

一、昨二十二日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 高木 義明君(理事高木義明君去る十日委員選任につきその補欠)

(常任委員選任及び補欠選任)  
一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

打越あかし君 野田 国義君  
梶原 康弘君 今井 雅人君  
沓掛 哲男君 近藤 和也君  
黒田 雄君 水野 智彦君  
平岡 秀夫君 磯谷香代子君  
森本 和義君 笠原多見子君  
小里 泰弘君 橘 慶一郎君  
谷川 弥一君 谷 公一君  
大口 善徳君 石田 祝穂君  
笠井 亮君 宮本 岳志君  
阿部 知子君 吉泉 秀男君  
山内 康一君 柿澤 未途君  
磯谷香代子君 平岡 秀夫君

議院運営委員

辞任

補欠

今井 雅人君 梶原 康弘君  
笠原多見子君 森本 和義君  
近藤 和也君 沓掛 哲男君  
野田 国義君 打越あかし君  
水野 智彦君 黒田 雄君  
橘 慶一郎君 小里 泰弘君  
谷 公一君 谷川 弥一君  
石田 祝穂君 大口 善徳君  
宮本 岳志君 笠井 亮君  
吉泉 秀男君 阿部 知子君  
柿澤 未途君 山内 康一君

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

荒井 聰君 藤田 憲彦君  
岡島 一正君 松木けんこう君  
小淵 優子君 竹下 亘君  
浅尾慶一郎君 柿澤 未途君  
藤田 憲彦君 荒井 聰君  
松木けんこう君 岡島 一正君  
竹下 亘君 小淵 優子君  
柿澤 未途君 浅尾慶一郎君

財務金融委員

辞任

補欠

網屋 信介君 平 智之君  
小野塚勝俊君 木村たけつか君  
豊田潤多郎君 渡辺浩一郎君  
山尾志桜里君 工藤 仁美君  
山本 幸三君 岩屋 毅君  
竹内 譲君 西 博義君  
木村たけつか君 柴橋 正直君  
平 智之君 木内 孝胤君  
木内 孝胤君 網屋 信介君  
工藤 仁美君 山尾志桜里君  
岩屋 毅君 山本 幸三君  
西 博義君 竹内 譲君

文部科学委員

辞任

補欠

城井 崇君 山本 剛正君  
牧 義夫君 杉本かずみ君  
遠藤 利明君 佐藤 勉君  
下村 博文君 柴山 昌彦君  
杉本かずみ君 牧 義夫君  
山本 剛正君 城井 崇君  
佐藤 勉君 遠藤 利明君  
柴山 昌彦君 下村 博文君

厚生労働委員

辞任

補欠

初鹿 明博君 市村浩一郎君  
樋口 俊一君 石津 政雄君  
福田衣里子君 井戸まさえ君  
水野 智彦君 菊池長右門君

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>長勢 甚遠君 補 慶一郎君</p> <p>阿部 知子君 照屋 寛徳君</p> <p>江田 憲司君 柿澤 未途君</p> <p>井戸まさえ君 玉城デニー君</p> <p>玉城デニー君 谷田川 元君</p> <p>谷田川 元君 山岡 達丸君</p> <p>石津 政雄君 樋口 俊一君</p> <p>市村浩一郎君 初鹿 明博君</p> <p>菊池長右エ門君 水野 智彦君</p> <p>山岡 達丸君 福田衣里子君</p> <p>橋 慶一郎君 長勢 甚遠君</p> <p>照屋 寛徳君 阿部 知子君</p> <p>柿澤 未途君 江田 憲司君</p> <p>農林水産委員</p> <p>補 欠</p> <p>中野渡詔子君 磯谷香代子君</p> <p>小里 泰弘君 橋 慶一郎君</p> <p>山本 拓君 坂本 哲志君</p> <p>西 博義君 稲津 久君</p> <p>磯谷香代子君 中野渡詔子君</p> <p>坂本 哲志君 山本 拓君</p> <p>橋 慶一郎君 小里 泰弘君</p> <p>稲津 久君 西 博義君</p> <p>国土交通委員</p> <p>補 欠</p> <p>石井 章君 大山 昌宏君</p> <p>黒岩 宇洋君 橋 秀徳君</p> <p>古賀 誠君 福井 照君</p> <p>大山 昌宏君 石井 章君</p> <p>橋 秀徳君 黒岩 宇洋君</p> <p>福井 照君 古賀 誠君</p> | <p>予算委員</p> <p>補 欠</p> <p>笠井 亮君 吉井 英勝君</p> <p>吉井 英勝君 笠井 亮君</p> <p>一、昨二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>予算委員</p> <p>補 欠</p> <p>打越あかし君 平山 泰朗君</p> <p>緒方林太郎君 大山 昌宏君</p> <p>岡本 充功君 藤田 憲彦君</p> <p>奥野総一郎君 金子 健一君</p> <p>梶原 康弘君 空本 誠喜君</p> <p>城井 崇君 橋本 博明君</p> <p>古賀 一成君 網屋 信介君</p> <p>津島 恭一君 勝又恒一郎君</p> <p>畑 浩治君 道休誠一郎君</p> <p>若泉 征三君 木村たけつか君</p> <p>大口 善徳君 石田 祝穂君</p> <p>笠井 亮君 赤嶺 政賢君</p> <p>山内 康一君 柿澤 未途君</p> <p>大山 昌宏君 玉城デニー君</p> <p>橋本 博明君 宮崎 岳志君</p> <p>藤田 憲彦君 江端 貴子君</p> <p>石田 祝穂君 東 順治君</p> <p>赤嶺 政賢君 高橋千鶴子君</p> <p>橋本 博明君 浅尾慶一郎君</p> <p>大山 昌宏君 古賀 一成君</p> <p>山内 康一君 岡本 充功君</p> <p>津島 恭一君 奥野総一郎君</p> | <p>木村たけつか君 若泉 征三君</p> <p>空本 誠喜君 梶原 康弘君</p> <p>玉城デニー君 緒方林太郎君</p> <p>道休誠一郎君 畑 浩治君</p> <p>平山 泰朗君 打越あかし君</p> <p>宮崎 岳志君 城井 崇君</p> <p>東 順治君 大口 善徳君</p> <p>高橋千鶴子君 笠井 亮君</p> <p>浅尾慶一郎君 山内 康一君</p> <p>議長運営委員</p> <p>補 欠</p> <p>服部 良一君 吉泉 秀男君</p> <p>吉泉 秀男君 服部 良一君</p> <p>(議案提出)</p> <p>一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。</p> <p>国家公務員法等の一部を改正する法律案</p> <p>(調査要求承認)</p> <p>一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十九日いずれもこれを承認した。</p> <p>国政調査承認要求書</p> <p>一、調査する事項</p> <p>一、内閣の重要政策に関する事項</p> <p>二、栄典及び公式制度に関する事項</p> <p>三、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項</p> <p>四、国民生活の安定及び向上に関する事項</p> <p>五、警察に関する事項</p> <p>二、調査の目的</p> <p>右各事項について実情を調査し、その適正を期する等のため</p> | <p>三、調査の方法</p> <p>小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等</p> <p>四、調査の期間</p> <p>本会期中</p> <p>右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。</p> <p>平成二十二年二月十九日</p> <p>内閣委員長 田中けいしゅう</p> <p>衆議院議長 横路 孝弘殿</p> <p>国政調査承認要求書</p> <p>一、調査する事項</p> <p>国際情勢に関する事項</p> <p>二、調査の目的</p> <p>国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため</p> <p>三、調査の方法</p> <p>関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等</p> <p>四、調査の期間</p> <p>本会期中</p> <p>右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。</p> <p>平成二十二年二月十九日</p> <p>外務委員長 鈴木 宗男</p> <p>衆議院議長 横路 孝弘殿</p> <p>国政調査承認要求書</p> <p>一、調査する事項</p> <p>一、文部科学行政の基本施策に関する事項</p> <p>二、生涯学習に関する事項</p> <p>三、学校教育に関する事項</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- 四、科学技術及び學術の振興に関する事項
- 五、科学技術の研究開発に関する事項
- 六、文化、スポーツ振興及び青少年に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成二十二年二月十九日

文部科学委員長 田中眞紀子

衆議院議長 横路 孝弘殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、農林水産関係の基本施策に関する事項
- 二、食料の安定供給に関する事項
- 三、農林水産業の発展に関する事項
- 四、農林漁業者の福祉に関する事項
- 五、農山漁村の振興に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成二十二年二月十九日

農林水産委員長 筒井 信隆

衆議院議長 横路 孝弘殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、国土交通行政の基本施策に関する事項
- 二、国土計画、土地及び水資源に関する事項
- 三、都市計画、建築及び地域整備に関する事項
- 四、河川、道路、港湾及び住宅に関する事項
- 五、陸運、海運、航空及び観光に関する事項
- 六、北海道開発に関する事項
- 七、気象及び海上保安に関する事項

二、調査の目的

国土交通行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成二十二年二月十九日

国土交通委員長 川内 博史

衆議院議長 横路 孝弘殿

(質問書提出)

一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本郵政株式会社の人件等に関する再質問主意書(柿澤未途君提出)

検察庁における調査活動費の裏金流用疑惑に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

二月二十二日の「竹島の日」に対する鳩山由紀夫内閣の関与、協力に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

九頭竜川下流域の国営かんがい排水事業に関する再質問主意書(山本拓君提出)

子ども手当の趣旨に沿った利用促進に関する質問主意書(山本拓君提出)

北陸新幹線をはじめ整備新幹線の未着工区間の整備に関する質問主意書(山本拓君提出)

理科支援員配置事業に関する質問主意書(馳浩君提出)

地籍調査に関する質問主意書(馳浩君提出)

「事業仕分け結果」の平成二十三年以降の予算編成における拘束力に関する質問主意書(馳浩君提出)

「公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金説明会」に関する質問主意書(馳浩君提出)

「竹島の記述に関する再質問主意書(馳浩君提出)

高井美穂文部科学大臣政務官の日教組教育研究全国集会出席に関する再質問主意書(馳浩君提出)

公立学校施設の耐震化等の促進に関する再質問主意書(馳浩君提出)

中学・高校生の卒業クライシスに関する質問主意書(馳浩君提出)

鳩山内閣が進める子ども手当に関する質問主意書(木村太郎君提出)

学校給食への生活習慣病予防の概念取り入れに関する質問主意書(平将明君提出)

鯨類捕獲調査に関する質問主意書(浜田靖一君提出)

ワシントン条約締結国会議に向けた政府の取り組みに関する質問主意書(浜田靖一君提出)

平成二十一年度第二次補正予算の具体的内容に関する再質問主意書(山口俊一君提出)

一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

果樹園芸農作物の授粉に用いられる蜜蜂の安定確保に関する質問主意書(木村太郎君提出)

日本海における「寄り回り波」の原因究明と防災対策に関する質問主意書(橋慶一郎君提出)

医療機関への立入検査に関する質問主意書(山口俊一君提出)

東京地方検察庁による事情聴取のあり方について報じた週刊誌記事に対する同庁の抗議に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

政権交代時における内閣官房機密費の支出等に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国会議員の兼職に関する質問主意書(山内康一君提出)

検察庁等による刑事事件の捜査に係る情報の漏えいの有無に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)



二人、時給制契約社員五百十三人、パートタイマー四万二千四百八十八人及びアルバイト二十七人並びに約六百三十一億円、郵便事業株式会社、十四万四千六百八十八人、うち月給制契約社員六千二百六十五人、時給制契約社員八万六千二百六十六人、パートタイマー五万二千二百六十九人及びアルバイト四十八人並びに約二千九百七十八億円、株式会社ゆうちょ銀行が、七千二百九十五人、うち月給制契約社員百九十五人、時給制契約社員四千五百八十二人及びパートタイマー二千五百八十八人並びに約百十五億円並びに株式会社かんぽ生命保険が、三千四百六十一人、うち月給制契約社員三百十四人、時給制契約社員二千五百三十七人及びパートタイマー六百十人並びに約六十三億円である。

二について  
お尋ねの件費の増加額については、これを試算するために、個々の非正規社員の勤務年数等に基づいてその者の正社員（雇用契約期間の定めのない社員をいう。以下同じ。）としての給与を計算する必要がある、その作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

三について  
日本郵政株式会社によると、平成二十年度における日本郵政グループの正社員の平均年収は約六百三十七万円である。

四及び五について  
お尋ねについては、既に亀井静香国務大臣から日本郵政株式会社社長に対し、今回の郵政改革に当たっての日本郵政グループの経営上の改善点として伝えているものである。

平成二十二年二月九日提出  
質 問 第 九 四 号

日本郵政グループの物品調達に関する質問主意書

提出者 柿澤 未途

日本郵政グループの物品調達に関する質問主意書

郵政改革担当大臣である亀井静香国務大臣は、本年二月五日の衆議院予算委員会下地幹郎委員の「地方の郵便局が買う鉛筆一本まで東京で全部契約して送り出している」との指摘に対し、「二年前から、地域への調達は地域に発注していたのを、今は中央で一括発注している。郵政改革によつて地域を元気にしていく、そういうことにおいては大変な阻害要件になる。地域を大事にしてい、そのことを物品調達の面できつちりとやらせる。今までの契約関係はやめさせる」という趣旨の答弁を行った。

これについて、以下、質問する。  
一 日本郵政株式会社では「郵政事業の関連法人の整理・見直しに関する委員会」と同時に「調達コスト削減プロジェクト」を立ち上げ、物品調達等のコスト削減に取り組んできたと理解しているが、これまでの調達コスト削減の取り組みの内容及び成果、コスト削減額を具体的に明らかにされたい。

二 平成二十一年十一月二十四日提出「日本郵政株式会社の人件費等に関する質問主意書」に対する鳩山内閣の答弁書によれば、「郵政事業の関連法人の整理・見直しに関する委員会」の報告書の内容が実行されるかどうかとの質問に対し

て、「日本郵政株式会社の経営判断によるものであり、政府としてお答えする立場にない」との見解を明らかにしている。右記亀井大臣の答弁の趣旨は政府主導で日本郵政グループの物品調達の既契約を解除する、又は今後の調達手法及び調達先を見直す方針を述べたものと理解できるが、右記質問主意書に対する答弁書の「日本郵政株式会社の経営判断」の範疇に属するものではないか。

三 もし、日本郵政の経営判断ではなく、亀井大臣の発言を政府の政策とする場合、その根拠法と条文を示していただきたい。

四 「郵政事業の関連法人の整理・見直しに関する委員会」の報告書への対応と、日本郵政グループの物品調達に関する対応と、日本郵政株式会社の経営判断事項に対する政府の関与のあり方についての見解が異なっていると思われるが、そのような相違が生じている理由は何か。

五 亀井大臣の答弁した「物品調達の見直し」には、競争入札によつていた契約を随意契約に切り替えることが含まれるか。

六 亀井大臣の答弁した「物品調達の見直し」は、「郵政事業の関連法人の整理・見直しに関する委員会」の報告書に記載されている関連法人との特別な取引関係の復活を意図したものではないか。

右質問する。

内閣衆質一七四第九四号

平成二十二年二月十九日

衆議院議長 横路 孝弘殿  
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議員柿澤未途君提出日本郵政グループの物品調達に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員柿澤未途君提出日本郵政グループの物品調達に関する質問に対する答弁書

一について  
日本郵政株式会社によると、調達コスト削減の取組として、調達の際の競争契約の推進、施設関連費用の削減等を実施しているところであり、日本郵政株式会社、郵便局株式会社、郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「日本郵政グループ」という。）の物件費は、平成二十一年度上期において前年同期比で合計約百七十三億円削減されている。

二から六までについて  
御指摘の亀井静香国務大臣の答弁は、今回の郵政改革に当たつての日本郵政グループの経営上の改善点について述べたものであり、物品調達に関し、個別具体的な指示をしたものではなく、物品調達については、日本郵政グループの経営上の判断によるものである。

平成二十二年二月九日提出  
質 問 第 九 五 号

宮城県仙南地域における道路整備に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

宮城県仙南地域における道路整備に関する質問主意書  
自由民主党は、去る一月二十七日、宮城県にて

「ふるさと対話」を開き、広く国民・地域の声を聞いたところ、鳩山民主党政権による政策の急進な変更や重要な予算の廃止等により、現場では大混乱が起き、様々な問題が生じていることが判明した。

その際、地域住民から、宮城県仙南地域においては、生活、産業、観光など、様々な観点から道路網の整備は必要不可欠であり、そのために国の支援が大事との意見が多く出された。

従って、次の事項について質問する。

一 常磐道の整備計画の中で宮城県内に係る区間として、福島県境から山元インターチェンジまで、そして、山元インターチェンジから亘理インターチェンジまでの延長約二一・五キロが計画されている。

山元インターチェンジから亘理インターチェンジ間は、平成二十一年九月十二日に開通しているが、福島県境から山元インターチェンジ間(約一〇キロ)、また、相馬インターチェンジから宮城県境間(約一三キロ)は、平成二十六年度供用予定となっており、更に、常磐富岡インターチェンジから相馬インターチェンジ間(四七・一キロ)は、平成二十三年度供用予定となっている。これらは予定通りに整備がなされ、宮城県内での平成二十六年度全線開通は必ず実現できるのか。また、常磐道の整備状況と今後の方向はどうなっているのか。

二 宮城県仙南地域における常磐道と東北道を結ぶ東西交通軸として、白石・角田・山元間を連絡する交流促進型広域道路の計画がある。宮城県では、当該地域の広域道路の整備として、国道一一三号郡山バイパスを平成十四年度に開通

させ、常磐道「山元インターチェンジ」へのアクセス道路となる一般県道半田山下線についても、平成二十二年度の全線開通に向け、整備を進めている。また、丸森町からのアクセス向上が期待される国道一一三号館矢間バイパスについても、平成二十三年度の完成供用を目指し、整備を進めている。

常磐道と東北縦貫自動車道とのアクセスについて、どう進めるのか。また、これらについての重要性を国はどう捉え、これらへの国費はどのくらい投入され、今後、国はどう支援していくのか。

三 宮城県から、福島県境部を通過し、山形県に至る東北中央自動車道が、福島県と山形県で計画整備されているが、その概要と整備状況はどうなっており、今後どう整備を進めるのか。

四 宮城県仙南地域における道路網の整備の重要性を国はどう捉え、今後どう整備をし、また、県などをどう支援していくのか。「コンクリートから人への経済」と鳩山内閣はスローガンを掲げており、平成二十二年度予算案でも、大幅に道路予算を削減しようとしているが、改めて国の見解を問う。

内閣衆質一七四第九五号

平成二十二年二月十九日

衆議院議長 横路 孝弘殿  
衆議院議員木村太郎君提出宮城県仙南地域における道路整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員木村太郎君提出宮城県仙南地域における道路整備に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの常磐自動車道の常磐富岡インターチェンジから相馬インターチェンジ(仮称)までの区間及び相馬インターチェンジ(仮称)から山元インターチェンジまでの区間については、東日本高速道路株式会社が、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第三条第一項に規定する許可を平成十八年三月三十一日に受けており、当該許可に基づき、それぞれの供用開始予定である平成二十三年度及び平成二十六年度に向けて事業を進めていると承知している。これらの区間の供用開始により、常磐自動車道は、高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)第五条第一項に規定する整備計画(以下単に「整備計画」という。)を策定している区間のすべてが供用されることとなる。

二について

宮城県から聴取したところ、常磐自動車道と東北縦貫自動車道との連絡強化を図ること等を目的として、現在、宮城県において一般国道百十三号の館矢間工区及び県道半田山下線の峠工区の整備を実施しているとのことである。

国土交通省においては、平成二十一年度当初予算では、これらの事業について、宮城県からの申請を受け、それぞれ、六億千六百万円及び五億三千九百五十万円の国費を、平成二十一年末現在、交付している。

また、今後、地方公共団体が行う道路整備については、平成二十二年度に創設することとし

ている社会資本整備総合交付金(仮称)等により支援を行う予定である。

三について

東北中央自動車道については、福島ジャンクション(仮称)から米沢インターチェンジまでの三十七キロメートルの区間及び南陽高島インターチェンジから尾花沢インターチェンジ(仮称)までの七十四キロメートルの区間について整備計画を策定しており、このうち、山形上山インターチェンジから東根インターチェンジまでの二十七キロメートルの区間については、既に供用を開始している。残りの八十四キロメートルの区間については、現在、国又は東日本高速道路株式会社において事業を実施しているところであり、引き続き、用地買収、工事等に取り組む予定である。

四について

お尋ねの「宮城県仙南地域における道路網の整備」も含め、道路整備については、国民にとつて必要なものかどうかを見極め、国民の安全を守り、活力ある地域社会を形成する上で真に必要な道路整備を進めていくこととしている。

今後、地方公共団体が行う道路整備については、平成二十二年度に創設することとしている社会資本整備総合交付金(仮称)等により支援を行う予定である。

平成二十二年二月九日提出  
質問 第九六号

外務省の報償費に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省の報償費に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問主意書

外務省の報償費、いわゆる機密費について、「前回答弁書」(内閣衆質一七四第五三三)で外務省は「お尋ねの『報償費を首相官邸に上納する』という慣行』の意味するところが明らかではないが、これまでの経緯等を改めて確認したところ、かつて外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われていたことがあったことが外務省において判明した。」と、かつて同省の報償費が首相官邸に上納されていたことを明らかにしている。毎日新聞の報道によれば、右を受けて本年二月八日、平野博文内閣官房長官は記者会見で、「上納した証拠があるか(事務方に調べさせたが、官邸サイドに証明するものがない。(関係文書の)保存義務が(期限の五年を過ぎたため)ないということを確認するべきがない」と、官邸としては上納の事実やその使用道を確認できなかった旨述べたことである。また、「外務省で調べた結果としての結論で、何をもち『あつた』というかは承知してない」とも述べ、更に岡田克也外務大臣が、予算の移用を制限する財政法違反には当たらないとしたことに對し、「どういうところに使われているかわからないから、財政法違反かどうか言及するわけにはいかない」とも述べたと報じられている。右の平野長官の発言(以下、「平野発言」という。)と「前回答弁書」を踏まえ、再質問する。

二 「平野発言」には、「官邸サイドに証明するものがない」とあるが、文書による調査ではなくとも、上納の慣行に直接携わっていた者等の関係者に話を聞く等の方法により、調査をすることは可能であると考え、平野長官の見解如何。

三 本年二月八日、鳩山由紀夫内閣総理大臣は、上納の慣行について「国民にできる限りオープンにした方がいい」との旨述べ、追加調査をすることが望ましいとの見解を示していると承知するが、確認を求める。

四 現在、鳩山総理や小沢一郎民主党幹事長の政治資金に関わる問題が指摘されている。しかし、国民の尊い税金が原資である外務省の機密費が首相官邸に上納され、「前回答弁書」では「外交用務」とされているが、具体的にどの様な使用方をされていたかが不明であり、国民に対して明確な説明がなされていないことの方が、より深刻な問題であると考え、鳩山総理として、平野長官に對し、上納の慣行の真相解明に向けた追加調査を命じる考えはあるか。

五 「平野発言」には、「どういうところに使われているかわからないから、財政法違反かどうか言及するわけにはいかない」とあるが、右は平野長官として、上納の慣行が予算の移用について定めた財政法第十四条に違反するか否か、判断を下さないということか。

六 前文で触れた様に、岡田大臣としては、上納の慣行は財政法違反に当たらないとの認識を表明しているが、その一方で福島瑞穂消費者及び食品安全・少子化対策・男女共同参画担当大臣は、本年二月六日、テレビ番組に出演した際、右慣行は財政法違反である旨明言している。上

納の慣行が財政法違反に当たるか否か、鳩山総理はどの様な見解を有しているか。

右質問する。

内閣衆質一七四第九六号  
平成二十二年二月十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫  
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の報償費に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の報償費に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問に對する答弁書

一及び二について

お尋ねの「上納の慣行」の意味するところが明らかではないが、内閣官房内閣総務官室において、平成二十一年十月二十九日に質問主意書(平成二十一年十月二十九日質問第二八号)の提出を受けてから先の答弁書(平成二十二年二月五日内閣衆質一七四第五三三)以下「前回答弁書」という。)の決定までの間に、過去の内閣官房報償費に関する文書の調査を行ったが、前回答弁書一から三までについてでお答えした「かつて外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われていたことがあつた」という点については確認できなかった。また、この点については、過去の政権に係る事項でもあることから、現内閣としてこれ以上の調査結果を期待することとは困難であると考えている。

三及び四について  
お尋ねの発言は、国民に対する情報開示の重

要性を述べたものであるが、前回答弁書一から三までについてでお答えした「かつて外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われていたことがあつた」という点については、一及び二について述べたとおり、現内閣としてこれ以上の調査結果を期待することは困難であると考えている。

五及び六について

お尋ねの「上納の慣行」の意味するところが明らかではないが、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条は、予算の移用について規定したものではない。いずれにせよ、外務省の報償費は、公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び諸外国との外交交渉ないし外交関係の有利に展開するための活動に支出されるものであり、前回答弁書一から三までについてでお答えした報償費についても、こうした目的の範囲内で外務省において支出されたものと承知している。

平成二十二年二月九日提出  
質問 第九七号

東京地方検察庁による事情聴取のあり方について報じた週刊誌記事に対する同庁の抗議に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

東京地方検察庁による事情聴取のあり方について報じた週刊誌記事に対する同庁の抗議に関する質問主意書

質問するにあたり、千葉景子法務大臣に對し、答弁を事務方任せにするのではなく、自ら目を通し、内容を把握した上で、自ら考えた上で答弁す

ることを先に求め、以下質問する。

一 週刊朝日二月十二日発売号の二十二頁から二十四頁にかけて、「暴走検察 子どもも人質」に 女性秘書「恫喝」十時間との見出しの、ジャーナリストの上杉隆氏による論文以下、「上杉論文二」という。が掲載されている。右に對し本年二月三日、東京地方検察庁の谷川恒太次席検事は、「上杉論文二」は事実でないとする抗議文(以下、「抗議文」という。)を週刊朝日の山口一臣編集長に出している。千葉大臣は、「抗議文」の内容を把握しているか。

二 「抗議文」に対する千葉大臣の見解如何。

三 「抗議文」に關し、週刊朝日二月十九日発売号の二十一頁から二十三頁にかけて、「暴走検察の果て 東京地検の『抗議』に抗議する」との見出しの、「抗議文」に対して上杉氏が抗議する内容の論文(以下、「上杉論文二」という。)が掲載されている。千葉大臣は、「上杉論文二」を読み、その内容を把握しているか。

四 「上杉論文二」に対する千葉大臣の見解如何。

五 「抗議文」には、

① 当該検事が、押収品の返却名目で『女性秘書』(以下「供述人」という。)をだまして呼び出した(二十二頁三段目、二十四頁二段目)。

② 供述人が子供を迎えに行く必要があるの一旦帰るか、あるいは家族に連絡させてほしいと言ったのに、当該検事がこれを許さなかったため、供述人はパニック状態に陥り、手が震え、過呼吸状態に陥った(二十二頁二段目、二十三頁四段目、五段目)。

③ 供述人が『せめて夫に電話させてほしい』と何回も繰り返して哀願した結果、夫への電話が認められた(二十三頁五段目、二十四頁一段目)。

などとする全く虚偽の事実が記載されている。

と、東京地方検察庁特別捜査部の民野健治検事が、石川知裕衆議院議員の女性秘書に對し、「上杉論文二」に書かれてある様な対応をとった事実はない旨述べ、更に右の①から③に關し、實際はどの様な対応をとったのかについて、「抗議文」には、

① 当該検事は、供述人に對し、『何点か確認したいことがある』旨を告げて来庁を依頼した。

② 夕刻、供述人から、子供の迎えもあるので帰りたい旨申出があったので、当該検事が、『家族の誰かに代わりに迎えに行ってもらうことはできませんか』と尋ねたところ、供述人が夫に電話をかけ、その結果、子供の迎えの都合が付いたことから事情聴取が続けられたものであり、その際、供述人が子供の迎えだけは行かせてほしい旨発言したり、取り乱したりしたことはない。

③ 事情聴取中、供述人から、家族や事務所に連絡したい旨の申出が何度もあったが、当該検事がこれを拒絶したことはなく、供述人は、その都度連絡を取った。当該検事は、本件事情聴取中、終始、冷静かつ丁寧に対応しており、『恫喝』、『監禁』、『拷問』などと評されるような言動は一切とっていない。

と書かれている。  
右につき、「上杉論文二」においては、それぞれ次の様な反論がなされている。

① について

「民野検事が『何点か確認したいことがある』と言ったのは事実であるが、正確には『押収品の返却の他に、何点か確認したいことがある』と発言している。それに対して、女性秘書は『押収品の返却ですね』と三回も聞き直したにもかかわらず、結局、それはウソだった。

また、『来庁を依頼した』とあるが、それもまったく違う。『午後一時四十五分に来てください』と有無を言わず『出頭』の時刻を指定して呼び出している。だからこそ押収品の返却だと信じた女性秘書は、コーにも羽織らず、ランチバッグひとつで検察庁に出かけたのだ。」

② について

「検事が『家族の誰かに代わりに行ってもらうことはできませんか』と尋ねたことになつてゐるが真相は真逆だ。それは母親からの依頼である。

しかも、繰り返しの哀願でようやくかけることのできた夫への電話も、その時点で保育園への迎えの都合はついていない。だから、それによつて聴取が続けられたというのも虚偽である。しかも、夫は仕事で迎えに行けず、女性秘書の別の親族が迎えに行っている。夫への電話で子どものお迎えの都合がつかなかったことで、この瞬間、この若い母親はパニック状態に陥り、

手が震え、過呼吸症候群に陥つたのだ。」  
③ について  
「これもまったくの虚偽であり、悪質極まる。

騙し聴取の始まつた十三時四十五分直後から女性秘書は繰り返して外部への連絡を求めているが、民野検事はことごとく拒否している。初めて外部と連絡が取れたのは、先述した夫への電話で、窓の外が暗くなつた夕刻である。抗議書にはなぜか記述がないが、繰り返して要請した弁護士への連絡も、解放直前の二十二時半になつて初めて許されている。

そしてその電話によつて、長時間拘束されていることを知つた弁護士が、東京地検へ電話をし、女性秘書の解放につながつたのだ。

また、『終始、冷静かつ丁寧に対応』したとあるが、それも真つ赤なウソである。

夕刻、無言の女性秘書に對して、『本当のことを言わないから、帰れないんだよ!』と声を荒げ始めている。女性秘書が大きな声を出さないようお願いするが、まったく聞く耳を持たなかつた。密室で初対面の男性と二人きり、しかも相手は圧倒的に立場の強い検事である。その人物から怒鳴りあげられたこの時の彼女の恐怖心はいかばかりだっただろう。結局終始、民野検事は大声をあげ、女性秘書に向かって怒鳴り続けた。

『いいんだ!』とにかく、本当のことを言えばいいんだ!』

こうしたことが、女性秘書に精神的苦痛を与え、ショック状態に至らしめたことは想像に難くない。」

右の「抗議文」における①から③の記述、及びそれに対して反論した「上杉論文二」の内容につき、千葉大臣はどのような見解を有しているか説明されたい。千葉大臣として、「抗議文」と「上杉論文一」及び「上杉論文二」のどちらが真実を述べていると考えているか。

六 「抗議文」と「上杉論文一」及び「上杉論文二」のどちらの方が真実を述べているかに関わらず、石川代議士の女性秘書に対する東京地検特捜部の事情聴取のあり方について、大きな疑問、不信感が渦巻いていることは間違いないと思料する。千葉大臣として、民野検事本人に話を聞くことをはじめ、右に関し、同特捜部に対して徹底した調査を行う考えはあるか。

七 六で、ないのなら、それはなぜか説明された。

八 「抗議文」と「上杉論文一」及び「上杉論文二」に見られる様な混乱を防ぐためにも、そして検察庁という組織の名譽を守るためにも、被疑者への取調べは勿論、石川代議士の女性秘書の様な、将来参考人、証人となりうる人物への事情聴取についても、同庁としてそれらを録音・録画する等の措置をとり、全面可視化を図ることが必要であると考え。千葉大臣として、迅速に、可能ならば今国会中に右を実現させる考えはあるか。

九 「上杉論文二」には、「筆者と週刊朝日はこれまでも検察に対しては、繰り返し取材の依頼を行い、反論の機会

を与えてきた。だが検察は、『司法記者クラブに所属していない週刊誌に対しては一律お答えしていない』といういつもの理由で、回答を拒否してきたのだ。」

との記述があるが、右は事実か。検察庁、特に東京地検特捜部として、上杉氏及び週刊朝日による取材依頼を断つたという事実はあるか。

十九で触れたが、検察庁、特に東京地検特捜部として、司法記者クラブに所属している者以外による取材を断つているのは事実か。事実ならば、それはなぜか。

十一 十が事実ならば、国民に対する説明責任を果たし、情報の透明性を確保する観点からも、検察庁及び東京地検特捜部がその様な措置をとっていることは不適切ではないのか。例えば昨年、岡田克也外務大臣は、より広範囲な報道関係者が記者会見に出席できる様、外務省に対する取材の門戸を拡げる措置をとった。検察庁、特に東京地検特捜部、ひいては法務省としても、右の外務省と同様の措置をとるべきではないのか。千葉大臣の見解如何。

十二 昨年三月三日、民主党小沢一郎幹事長(當時は代表)が政治資金規正法に違反する形で西松建設より献金を受けていたとして、小沢幹事長の資金管理団体の会計責任者である公設第一秘書が逮捕された事件(以下、「西松事件」という)に関し、同月十七日、司法記者クラブより東京地検特捜部にに対し、「西松事件」についてテレビカメラも入れた記者会見を開く様、申し入れがなされたが、東京地検特捜部はそれを拒否している。右につき、本年一月二十六日に閣議

決定された政府答弁書(内閣衆質一七四第二号)では、「検察の活動内容は、基本的には、公開の法廷における主張や立証を通じて公にされるべきものであり、検察当局において、起訴した場合に記者会見を行うことがあるのは、検察当局の活動を国民に正しく理解していただくため、あるいは社会に無用の誤解を与えないようにするために、公訴事実の概要等を説明するものに過ぎず、その限りの会見を行う際に、テレビカメラを入れなかったとしても、その対応に問題があるとは考えていない。」と、「西松事件」についての記者会見の際に、テレビカメラを入れたこととして、特段問題はない旨の答弁がなされている。しかし、十一で触れた様に、検察庁、特に東京地検特捜部、更には法務省として、自身の活動についてより国民の理解を得ようとするのなら、テレビカメラを入れた方がより効果的であり、それを拒む理由は何もないと考える。むしろ、それを拒むことで、何かやましいことがあるのではないかと、無駄に国民に対して疑念を抱かせることになるのではないのか。千葉大臣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七四第九七号  
平成二十二年二月十九日

衆議院議長 横路 孝弘殿  
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁による事情聴取のあり方について報じた週刊誌記事に対する同庁の抗議に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員鈴木宗男君提出東京地方検察庁による事情聴取のあり方について報じた週刊誌記事に対する同庁の抗議に関する質問に対する答弁書

一 について  
お尋ねの「上杉論文一」については、本年二月三日、東京地方検察庁から株式会社朝日新聞出版に対して、文書で抗議を行ったものと承知しており、千葉法務大臣は、その抗議の内容を把握している。

二 について  
個別具体的事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄についてはお答えは差し控える。一般論として申し上げれば、検察当局において、それぞれの事案及び報道内容に応じて、適切に対処しているものと承知している。

三から五までについて  
お尋ねの「上杉論文二」については承知しているが、個々の週刊誌の記事の内容に関し、政府として答弁することは差し控える。

六及び七について  
検察当局においては、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として適切に対処するものと承知しており、特定の週刊誌の記事の内容を前提として、御指摘のような調査を行うことは考えていない。

八について  
被疑者の取調べを録画等の方法により可視化することについては、その実現に向けて、幅広い観点から着実に検討を進めており、また、被疑者以外の者の取調べを録音・録画することに

については、刑事手続に与える影響等を含め、可視化の検討の中で十分議論し、結論を得たいと考えている。

九から十一までについて

検察当局においては、検察の活動を国民に正しく理解していただくため、あるいは、社会に無用の誤解を与えないようにするために、個別の事案に応じて、適時適切に、逮捕・起訴したことや、被疑事実・公訴事実の概要等について次席検事等の幹部検察官が記者発表したり記者会見したりすることがあるが、このような場合を離れ、御指摘の週刊誌の記事の内容のような個別具体的事件における取調べに際しての具体的なやり取り等についての取材の依頼には応じていないものと承知している。

一般論として申し上げれば、仮に捜査機関の活動内容等について公にした場合には、他人の名誉やプライバシーの保護の観点から問題があるのみならず、罪証隠滅活動を招いたり、裁判所に予断を与えたり、また、関係者の協力を得ることが困難になるなど、今後の捜査・公判に重大な支障が生じるおそれがあることから、検察当局においては、記者発表や記者会見における公表に当たっては、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第四十七条の趣旨を踏まえて、個別の事案ごとに、公益上の必要性とともに、関係者の名誉及びプライバシーへの影響並びに捜査・公判への影響の有無・程度等を考慮し、公表するか否か、公表するとしてどの程度の情報を公表するかを判断しているものと承知している。

なお、司法記者クラブに所属している者以外による取材への対応については、特に定まった規定があるわけではなく、適宜適切に対応しているものと承知している。

十二について

検察の活動内容は、基本的には、公開の法廷における主張や立証を通じて公にされるべきものであるが、検察当局においては、公訴事実の概要等を国民に対して正しく説明するため、必要に応じて文書を配布するなどして適切な対処をしているところであり、記者会見に際してテレビカメラを入れなかったとしても、御指摘のような疑念を抱かせることになるものとは考えていない。

平成二十二年二月十日提出  
質問 第九八号

五代以上続く天下りに関する質問主意書

提出者 山内 康一

五代以上続く天下りに関する質問主意書  
平成二十一年十二月に総務省から発表された「各府省等からの再就職者が五代以上続いている独立行政法人・特殊法人等・公益法人の役職に関する府省庁によるあつせんの有無等の調査」およびその再調査の結果について質問する。

一 旧農林漁業金融公庫副総裁、簡易保険加入者協会理事長、日本損害保険協会副会長、NTTドコモ副社長も該当すると考えるが、調査されていない理由を説明されたい。

二 右の四法人について、各府省等からの再就職者が五代以上続く役職名、常勤・非常勤の別、

氏名、最終官職、府省庁によるあつせんの有無をそれぞれ明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第九八号  
平成二十二年二月十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫  
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山内康一君提出五代以上続く天下りに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山内康一君提出五代以上続く天下りに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の調査は、平成二十一年五月十四日時点における独立行政法人、特殊法人及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第二項に規定する特例民法法人(以下「調査対象法人」という。)の長、専務理事及び常務理事(以下「調査対象役職」という。)を対象として実施したものであり、農林漁業金融公庫については当該時点で既に存在しておらず、社団法人日本損害保険協会の副会長については調査対象役職ではなく、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモについては調査対象法人ではないためである。なお、財団法人簡易保険加入者協会の理事長については調査を実施したところである。

二について

お尋ねの「各府省等からの再就職者が五代以上

上続く役職」の範囲が必ずしも明らかではないが、お尋ねの四法人の調査対象役職、副総裁、副会長及び副社長を対象として今回調査を行い、当該法人の所管府省庁において平成二十二年二月十日時点で確認できた限りで、各法人について、役職の別及び当該役職の常勤又は非常勤者の氏名、最終官職及び府省庁によるあつせんの有無について、同日時点(旧農林漁業金融公庫については平成二十年九月三十日時点)で当該役職に就いていた者から順にお示しすると、次のとおりである。なお、府省庁によるあつせんの有無について特に記載がないものは、府省庁によるあつせんが確認されていないものである。

また、財団法人簡易保険加入者協会の理事長については、平成二十一年五月十四日時点における調査の後、同年七月一日から二村英男が在任していることから、今回の調査では、「各府省等からの再就職者」が五代続けて理事長職に就いていることとなっているものである。

(1) 旧農林漁業金融公庫

総裁 常勤 高木勇樹 農林水産事務次官、鶴岡俊彦 農林水産事務次官、後藤康夫 農林水産事務次官、松本作衛 農林水産事務次官、中野和仁 農林事務次官  
副総裁 常勤 浜中秀一郎 任ポルトガル日本国大使館特命全權大使、坂篤郎 内閣官房副長官補、尾原榮夫 国税庁長官、福田誠 大蔵省金融企画局長、藤原和人 国土事務次官

(2) 財団法人簡易保険加入者協会

理事長 常勤 二村英男 日本郵政公社監事、池田仁 郵政省大臣官房首席監察官府省庁によるあつせんあり(以下「有」という。)、高橋豊久 郵政省大臣官房首席監察官、有、足立盛二郎 郵政事業庁長官、有、松澤經人 郵政省大臣官房資材部長

(3) 社団法人日本損害保険協会

副会長 常勤 牧野治郎 国税庁長官、坂篤郎 内閣官房副長官補、福田進 国税庁長官、有、石坂匡身 環境事務次官、有、涌井洋治 大蔵省主計局長、有、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 該当する役職はない。

平成二十二年二月十日提出  
質問 第九九号

特殊法人における元国家公務員の嘱託職員ポストおよび非人件費ポストに関する質問主意書

提出者 山内 康一

特殊法人における元国家公務員の嘱託職員ポストおよび非人件費ポストに関する質問主意書

平成二十一年十二月、総務省は、独立行政法人

における元国家公務員の嘱託職員ポストおよび非人件費ポストの調査結果を公表している。これらに関連して次の質問をする。

一 特殊法人における元国家公務員が就いている、嘱託職員ポストおよび非人件費ポストについても、法人名、ポスト名、常勤・非常勤の別、氏名、最終官職、年収、ポストが設けられた時期をそれぞれ明らかにされたい。  
二 右の特殊法人に関する調査結果について政府の見解、今後の対応如何。  
右質問する。

内閣衆質一七四第九号  
平成二十二年二月十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山内康一君提出特殊法人における元国家公務員の嘱託職員ポストおよび非人件費ポストに関する質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員山内康一君提出特殊法人における元国家公務員の嘱託職員ポストおよび非人件費ポストに関する質問に対する答弁書

平成二十二年二月十日時点で、常勤の国家公務員の退職者(職務の専門性等を踏まえ、専ら教育、研究又は医療に従事した者、国家公務員としての勤務が一時的であつた者、国の機関の組織又は業務を承継した特殊法人のプロパー職員及び国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十九条第三項の規定に基づ

き退職手当を支給されていない者を除く。)であつて、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第五十四条第一項の規定により役員及び職員の数又はこれらに係る人件費の削減に取り組まなければならないこととされている特殊法人において人件費以外の費目から年間報酬が支出されているポストに就いているもののうち、その額が六百万円以上であるものについて調査(以下「今次調査」という。)を行い、現時点で各府省において確認できた者のポスト名、常勤又は非常勤の別、氏名及び最終官職並びに当該ポストが設けられた時期についてお示すると、次のとおりである。

株式会社日本政策金融公庫国民生活事業本部 総務参事 常勤 麦島耕一郎 財務省関東財務局甲府財務事務所長 平成二十年十月一日  
また、当該者の年間報酬額は、千万円以上である。

二について

今後、各特殊法人及びその所管の府省において、今次調査の対象に該当するポストのうち、年間報酬額が千万円以上のポストの新設は行わないこととし、また、年間報酬額が六百万円以上千万円未満のポストの新設についても、真に必要と認められるものを除き、これを行わないこととする。

なお、一について述べた株式会社日本政策金融公庫のポストについては、既に、平成二十一年度末で廃止する予定としている。

平成二十二年二月十日提出  
質問 第一〇〇号

公益法人における元国家公務員の嘱託職員ポストおよび非人件費ポストに関する質問主意書

提出者 山内 康一

公益法人における元国家公務員の嘱託職員ポストおよび非人件費ポストに関する質問主意書

平成二十一年十二月、総務省は、独立行政法人における元国家公務員の嘱託職員ポストおよび非人件費ポストの調査結果を公表している。これらに関連して次の質問をする。

一 公益法人における元国家公務員が就いている、嘱託職員ポストおよび非人件費ポストについても、法人名、ポスト名、常勤・非常勤の別、氏名、最終官職、年収、ポストが設けられた時期をそれぞれ明らかにされたい。

二 右の公益法人に関する調査結果について政府の見解、今後の対応如何。  
右質問する。

内閣衆質一七四第一〇〇号  
平成二十二年二月十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員山内康一君提出公益法人における元国家公務員の嘱託職員ポストおよび非人件費ポストに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山内康一君提出公益法人における元国家公務員の嘱託職員ポストおよび非人件費ポストに関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、調査に膨大な作業を要することから、現時点でお答えすることは困難であるが、今後、可能な範囲内で所要の調査を行ってまいりたい。

平成二十二年二月十日提出  
質問 第一〇一〇号

今季の冬における火災と雪害対策に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

今季の冬における火災と雪害対策に関する質問主意書

気象庁は、この冬、暖冬になるとの長期予報を発表していたが、私の地元青森県でも、例年以上の積雪と真冬が続いている。去る二月一日には、東京でも二年ぶりの積雪が観測された。また、二月六日から七日にかけても大雪の被害が全国各地で発生した。

厳しい冬が続く中、連日のように火災や雪害による傷ましいニュースが多い。

国民の生命と財産を守ることは、国の最大の責務であり、そのために消防行政などの果たす役割は極めて重要であると考えます。

従って、次の事項について質問する。

一 今年度の今日現在までの火災による人的・物的被害状況はどのようなになっているのか。

二 今季の冬における今日現在までの火災による人的・物的被害状況はどのようなになっているのか。また、その特徴をどう分析しているのか。

三 今季の冬における除雪作業中の事故など、雪害事故の人的・物的被害状況はどのようなになっているのか。

また、その特徴をどう分析しているのか。

四 一〜三で質問した被害状況に対し、消防行政・警察行政などを通じ、国は、万全を期して対応しているのか。また、具体的にどのような対応しているのか。

右質問する。

内閣衆質一七四第一〇一〇号

平成二十二年二月十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出今季の冬における火災と雪害対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員木村太郎君提出今季の冬における火災と雪害対策に関する質問に対する答

弁書

一について

平成二十二年二月十五日現在で把握しているところでは、平成二十一年四月一日から同年九月三十日までの火災による人的被害については、死者六百九十六名、負傷者三千四百七十名であり、物的被害については、焼損棟数一万七千九百七十八棟、建物焼損床面積五十三万九千

九百九十八平方メートルである。

二について

火災による人的・物的被害の状況については、各都道府県から四半期ごとに報告を受け、これを公表することとしており、現在、平成二十一年十月から同年十二月までの被害状況を集計しているところであることから、現時点でお尋ねについてお答えすることは困難であるが、一般的には、火災による被害の発生は、冬季から春先にかけて多くなる傾向がある。

三について

平成二十二年二月十五日現在で把握しているところでは、今冬の雪害による人的被害は死者四十六名、負傷者六百十五名であり、物的被害は住家について八十棟、非住家について百七十八棟である。今冬の雪害による被害の特徴に関しては、人的被害については比較可能な過去のデータを現時点で有していないことからお答えすることは困難であり、物的被害についてはその詳細を把握していないことからお答えすることは困難である。

四について

政府としては、火災対策として、住宅用火災警報器の設置の義務付け等により、火災による被害の軽減を図るとともに、毎年二回の全国火災予防運動等の機会を通じ、火災予防思想の普及等を推進しているところである。また、雪害対策としては、関係道府県に対する通知等により、降積雪期の防災態勢の強化を促しているところである。

平成二十二年二月十日提出  
質問 第一〇二〇号

自閉症対策に関する質問主意書

提出者 馳 浩

自閉症対策に関する質問主意書

自閉症の人への支援体制は、現状において、知的障害の有無・レベルによって、またはライフステージ(児童期、成人期、高齢期)によって分断されている。しかし、教育、福祉、雇用、医療などの側面から、あるべき援助を考えた場合、自閉症が、アスペルガー症候群か、あるいは高機能自閉症か、他に分類されない広汎性発達障害かというサブカテゴリー診断に拘泥するのは妥当ではない。

そこで、次の事項について質問する。

一 いわゆる自閉症スペクトラム(カナーの提唱した自閉症に、アスペルガーの提唱したアスペルガー症候群、さらにはその周辺にあるどちらの定義も厳密に満たさない一群を加えた広い概念であつて、社会性、コミュニケーション、想像力の三領域に障害があることで定義される)という概念を、自閉症の人たちへの支援の前提として取り入れ、その上で、自閉症スペクトラムに対する支援施策を一元化することが重要と考えるが政府の見解をお聞きしたい。

二 小中学校において、児童生徒に対して自閉症の有無などの実態調査を行っているのかお聞きしたい。

三 同じく小中学校において、自閉症の児童生徒に対しての個別指導計画を作成されているのかお聞きしたい。

右質問する。

内閣衆質一七四第一〇二号  
平成二十二年二月十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出自閉症対策に関する質問  
に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員馳浩君提出自閉症対策に関する

質問に対する答弁書

一について

御指摘の「自閉症スペクトラム」については、その概念が必ずしも十分に確立しておらず、自閉症の方々の支援の前提として取り入れることは困難であるが、発達障害者支援法(平成十六年法律第六十七号)においては、自閉症やアスペルガー症候群を含め、発達障害を幅広く支援の対象とした上で施策の推進を図ることとされており、政府としては、今後とも、同法に基づき、各都道府県等において指定された発達障害者支援センターを中核として医療機関、教育機関、公共職業安定所等の関係機関が、緊密な連携の下、自閉症等の方々の自立及び社会参加に資する取組を行うことができるよう、その支援の一層の充実に努めてまいりたい。

二及び三について

文部科学省としては、小学校及び中学校等において、自閉症を含む障害のある児童生徒の実態把握に努め、必要に応じて、これらの児童生徒に対する個別の指導計画を作成すべきことなどを都道府県教育委員会等に対し通知しているところであり、小学校及び中学校等において

は、これを踏まえ、適切な対応が行われているものと考えている。

平成二十二年二月十日提出  
質問 第一〇三号

公立高校の実質無償化及び高等学校等就学支援金予算に関する質問主意書

提出者 馳 浩

公立高校の実質無償化及び高等学校等就学支援金予算に関する質問主意書

平成二十二年年度予算概算要求では、「高等学校等就学支援金」として四千五百一億円が要求され、平成二十二年年度予算案で「公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金の創設」として三千九百三十三億円が決定された。

概算要求時より五百七十億円近く予算が削減されているが、削減された経費の内訳について、二月二日に開催された自由民主党の会議において文部科学省は、「都道府県が行っていた公立高校の授業料減免分に對して、地方財政措置で減免措置分を考慮していた分が、授業料不徴収により不要となったもの」及び「私立高等学校等に対する就学支援金の基準が当初より低くなったため」と説明したが、直近の二月五日の会議では、「従来、都道府県が行っていた公立高校の授業料減免分に對しては、地方の負担として残る」という旨の説明を行った。二日と五日の説明には矛盾があると思われる。従って、次の事項について質問する。  
一 概算要求時から予算案決定までに削減された約五百七十億円の予算の内訳。

二 民主党が第一七一回国会に提出した「国公立の高等学校における教育の実質無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案」では、市町村から各家庭に授業料分を直接、給付する方式である。右記法律案では、法律の施行に伴い必要となる経費を「約四千五百億円」としており、平成二十二年年度概算要求と金額が一致している。従って、概算要求も、「直接給付」を採用したものと考えられるが、確認を求める。

三 「直接給付方式」は巨額の事務作業経費を要することから、間接給付に改めるべきとの意見が多く、例えば日教組が昨年十月十四日に川端達夫文部科学大臣に対して行った予算要望でも、「高校無償化」の支給方法については、無駄撲滅の観点から事務経費の軽減をはかるため、学校設置者への給付方式をとることとなっており、概算要求時には直接給付方式での検討が成されていたことを間接的に明らかにしている。本年一月二十九日に内閣が国会に提出した「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案」では、私立高校生に対する就学支援金の支給は学校設置者が代理受領するものとされており、直接給付方式ではない。直接給付方式での概算要求の場合、試算していた事務経費の金額及び直接給付方式を改めたことにより、平成二十二年年度予算案で削減された事務経費の金額とともに、給付方式を改めた理由を明示されたい。右質問する。

内閣衆質一七四第一〇三号  
平成二十二年二月十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出公立高校の実質無償化及び高等学校等就学支援金予算に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員馳浩君提出公立高校の実質無償化及び高等学校等就学支援金予算に関する

質問に対する答弁書

一について

平成二十二年年度予算の概算要求において「高等学校等就学支援金」として計上していた額と平成二十二年年度予算において「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給」として計上している額との差額の内訳は、公立の高等学校等の授業料に関し、すべての生徒に係る授業料相当額を国が助成する方式を、実際に授業料を徴収する生徒に係る授業料収入の総額に相当する額を国が地方公共団体に交付する方式としたことによる約三百十億円の減、保護者等の収入の状況に照らして特に経済的負担を軽減する必要がある私立の高等学校等の生徒等に対する高等学校等就学支援金の増額支給の基準を変更したこと等による約二百六十億円の減である。

二及び三について

平成二十二年年度予算の概算要求においても、高等学校等就学支援金については、学校の設置者が受給権者に代わって受領するものとしていたところである。

平成二十二年二月十日提出  
質問 第一〇四号

平成二十一年度補正予算の執行停止の定義に  
関する質問主意書

提出者 馳 浩

平成二十一年度補正予算の執行停止の定義  
に関する質問主意書

平成二十二年二月八日の衆議院予算委員会での、学校耐震化に係る平成二十一年度補正予算を執行停止にして高校授業料無償化の財源を確保したという下村博文議員の発言に対し、川端達夫文部科学大臣は、公立学校の新築、耐震化事業と併せて実施する増築事業等は地方自治体からの申請が見込まれないためであり、執行停止にしたものではない旨、答弁した。

従って、次の事項について質問する。

一 文部科学省作成の資料「平成二十一年度補正予算の見直しについて」では、川端達夫文部科学大臣の説明の公立学校の「耐震化（新築・増築）」について、百二十七億四千百万円が「うち執行停止額（執行停止額計）」として記載されており、資料上からは「執行停止」と読める。川端大臣の説明と矛盾するが、「文部科学省の」ではなく、「鳩山政権の」平成二十一年度補正予算に係る「執行停止」の定義及び川端大臣の発言との整合性を問う。

二 公立学校の「耐震化（補強・改築）」については、一千七百九十五億八千三百万円全額が交付決定されており、執行停止とされたものはないが、当該予算の交付を決定したのは麻生政権

（平成二十一年九月十六日まで）の時期と考えるが、確認する。  
右質問する。

内閣衆質一七四第一〇四号  
平成二十二年二月十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫  
衆議院議長 横路 孝弘殿  
衆議院議員馳浩君提出平成二十一年度補正予算の執行停止の定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）  
衆議院議員馳浩君提出平成二十一年度補正予算の執行停止の定義に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「公立学校の「耐震化（新築・増築）」は、公立学校施設の耐震化事業を伴う増築等を行うための予算であるが、この予算のうち、平成二十一年度内に地方公共団体から申請が見込まれない分については執行停止を行い、地方公共団体から申請があった分についてはすべて執行したところである。このことを踏まえ、川端達夫文部科学大臣は、平成二十二年二月八日の衆議院予算委員会において、「第一次補正予算においては、新増築事業、公立学校施設整備費負担金のうち平成二十一年度地方公共団体から申請が見込まれない百二十七億円について執行停止をした」と答弁したものである。

なお、お尋ねの「鳩山政権の」平成二十一年度補正予算に係る「執行停止」の定義及び川端大臣の発言との整合性」の趣旨が必ずしも明らかではないが、「公立学校の「耐震化（新築・増

築）」に係る予算のうち、約百二十七億円を執行停止の対象としたことについては、「平成二十一年度第一次補正予算の執行の見直しについて」（平成二十一年十月十六日閣議決定）においても明らかにしているところである。  
二について

お尋ねの予算の一部については、現内閣の下で交付決定を行ったものである。

平成二十二年二月十日提出  
質問 第一〇五号  
通知「教職員等の選挙運動の禁止等について」に関する質問主意書

提出者 馳 浩

通知「教職員等の選挙運動の禁止等について」に関する質問主意書

鳩山総理も国会でたびたび答弁しているように、教育の政治的中立は極めて重要であり、なかでも教師については子供達に対して強い影響力や支配力を持つため、政治的な中立は厳正に確保されねばならない。公立学校の教職員の政治的中立を担保するための方策の一つとして、国政選挙の前には、これまで文部科学省が初等中等教育局長名で各都道府県及び政令指定都市の教育長宛に「教職員等の選挙運動の禁止等について」という通知を発している。

従って、次の事項について質問する。

一 本年七月には、第二十二回参議院議員選挙が行われるが、右記通知「教職員等の選挙運動の禁止等について」を発する予定の有無。さらに、発する予定の際は、その時期。

二 右記通知「教職員等の選挙運動の禁止等につ

いて」に関しては、各学校の教職員単位にまで十分に周知・徹底されないと目的を達することができないと考えるが、周知・徹底を図るための文部科学省の具体的な取り組みを問う。  
右質問する。

内閣衆質一七四第一〇五号  
平成二十二年二月十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫  
衆議院議長 横路 孝弘殿  
衆議院議員馳浩君提出通知「教職員等の選挙運動の禁止等について」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）  
衆議院議員馳浩君提出通知「教職員等の選挙運動の禁止等について」に関する質問に対する答弁書

一について

文部科学省においては、本年、参議院議員通常選挙が行われる際に、事前に、都道府県教育委員会等に対し、「教職員等の選挙運動の禁止等について」（平成二十一年七月二十二日付け二一文科初第六五四二号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「前回通知」という。）と同趣旨の通知（以下「本件通知」という。）を発出する予定である。

二について

本件通知の内容については、前回通知と同様、都道府県教育委員会等に対して各学校等への周知徹底を図るよう要請するとともに、文部科学省のホームページ等に掲載する予定である。

平成二十二年二月十日提出  
質問 第一〇六号

全国学力・学習状況調査に関する再質問主意書

提出者 馳 浩

全国学力・学習状況調査に関する再質問主意書

全国学力・学習状況調査に関する質問主意書を本年一月二十一日に提出し、同二十九日に答弁書の送付を受けたが、精査する限りにおいて納得のいく答弁を頂いていないところがある。

従つて、次の事項について再度質問する。

一 全国学力・学習状況調査(以下「本調査」という。)については、悉皆調査から抽出調査に変更されたことにより、本調査の目的・機能が変更されたのではないかと質問に対して、抽出調査の他に希望利用方式も導入したこと等により、「本調査の目的は達成することができ」との政府答弁を頂いたところである。この答弁は、本調査の目的・機能の変更はないとの意味なのか、まずは確認したい。

二 関連して、本調査の目的・機能に変更がないという意味ならば、以下のような疑問が生じる。すなわち、先の質問主意書でも指摘したとおり、本調査の目的の一つに、「各学校が、児童生徒一人ひとりの学力・学習状況を把握し、教育指導や学習の改善等に役立てる」ことがある。まさに、一人ひとりの学力向上に本調査を活用しようとする目的である。しかし、これは悉皆調査においてはじめて児童生徒一人ひとりの学力等の把握が可能であつて、今回の抽出調

査になれば、たとえ希望利用方式を採用してもこの方式を利用しない学校設置者も存在するわけだから、論理的に児童生徒一人ひとりの学力等の把握は不可能である。そうであるならば、明らかに本調査の目的の一部ではあるが、児童生徒一人ひとりに対する科目毎または単元毎の学力の的確な把握と、この把握に基づく的確な学力向上策を指導・改善していくとする目的は、変更された(なくなった)と言わざるを得ないと考え、政府の見解を問いたい。なお、本調査の対象からはずれた学校設置者の全部が、この希望利用方式を利用することを条件に、児童生徒一人ひとりの学力等の把握ができるとの発想も可能であるが、もはや仮定の話であり、論理的には破綻していることも付記しておきたい。

三 現段階において、全国の各自治体において、希望利用方式を利用して全校調査を行うところはどのくらいなのか教えてほしい。

四 先の質問主意書において、希望利用方式を利用しなくても本調査が実施できた学校設置者と希望利用方式を利用せざるを得なかった学校設置者との不公平さを質問した。確かに「問題の作成、印刷及び学校への配送を国費で賄うこととする」との答弁には一定の配慮は伺える。しかし、採点・集計等は学校設置者の自己負担であることは不変であり、この点においての不公平さは明らかに残る。政府としては、この採点・集計等における費用負担の差異と、さらには採点の責任主体の差異とそれに付随する採点方法の差異という、以上二点について学校設置者間あるいは本調査対象の児童生徒間におい

て、不公平さが存在すると思うが、政府もこれを認めるものか、先の答弁では不明であつたため確認したい。

五 そもそも、児童生徒一人ひとりの学力向上をいかに図るかにについて、国がその責任をもつ政策と考えているのか、さらに、その国の責任とは、学校や自治体の責任との関係で、より主体的主導的な責任なのか、逆に学校等の補完的責任と考えているのか、この価値判断が今回の本調査が悉皆であるべきか抽出調査であるべきかの判断の分岐点になると考えるが故に政府の見解を問いたい。

六 本調査が、国及び各自治体においての児童生徒の学力向上の施策にどう活かされているのか、具体的施策をできる限り紹介してほしい。さらに、この具体的施策を政府はどう評価して、どう今後の施策に反映していく所存かを右質問する。

内閣衆質一七四第一〇六号  
平成二十二年二月十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出全国学力・学習状況調査に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員馳浩君提出全国学力・学習状況調査に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

全国学力・学習状況調査(以下「本調査」とい

う。)については、平成二十二年度においても、全国的な児童生徒の学力等の状況を把握し、国及び地方の教育施策の結果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実にいかすという目的には変更はない。

本調査の目的を達成するための調査の方式については、悉皆調査から抽出調査に切り替えるとともに、抽出調査の対象外の学校については、その設置者が希望すれば、抽出調査と同一の問題の提供を受け、本調査を利用できる方式(以下「希望利用方式」という。)を導入することとしている。本調査により、抽出調査の対象となつた学校においては、当該学校の各児童生徒の学力等の状況を把握し、当該学校の教育指導を充実することが可能となる。また、抽出調査の対象外の学校においては、三年間の悉皆調査の結果によつて蓄積された全国及び各地域別等の信頼性の高いデータ、平成二十二年度の抽出調査の結果を参考にしつつ、地方公共団体や各学校における独自の調査の結果、さらに必要があれば希望利用方式による調査の結果も活用することによつて、当該学校における各児童生徒の学力等の状況を把握し、当該学校の教育指導を充実することが可能となると考えている。

三について  
現在、文部科学省において学校設置者に対し希望利用方式の調査の希望について照会し、一部の学校設置者から回答を待っているところであり、お尋ねの数について現段階でお答えすることは困難である。

四について

抽出調査における採点等は、国全体及び都道府県別の学力等の状況を把握するための基礎データを得るために行うものであることから、国が一括してこれを行うこととしている。これに対し、希望利用方式の調査については、その結果を抽出調査の基礎データとするために行うものではなく、その結果を各学校設置者が自らの判断で管理し、その後の当該学校における教育指導にいかすために行うものであることから、各学校設置者の責任と費用負担により、採点等を行うこととしているものであり、「不公平さが存在する」との御指摘は当たらないものと考えている。

なお、文部科学省としては、希望利用方式の調査についても、問題の作成、印刷及び各学校への配達は全額国費で行い、また、各学校設置者による採点に資するよう、設問ごとの出題の趣旨、正答の条件、予想される解答の類型等をまとめて、各学校設置者に配布する予定である。

五について  
教育行政における国と地方公共団体の役割については、公立学校の運営の責任は基本的に地方公共団体が負い、国は教育水準の維持等に責任を負うものと考えている。文部科学省としては、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための施策の一つとして、今後とも、地方公共団体や学校の協力を得ながら本調査を実施し、国及び地方の教育施策の結果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実にいかしてまいりたい。

六について

文部科学省においては、本調査の結果から明らかになった課題等を踏まえて、学習指導要領の改訂等を行うとともに、本調査の結果を多面的に分析した上で、学校における教育指導や教育委員会における教育施策の改善等に役立つよう、「授業アイデア例」等の情報の発信に努めているところである。また、すべての都道府県及び政令指定都市において本調査の結果を活用して「学校改善支援プラン」が作成されるなど、各教育委員会における本調査の結果の活用も進められているところである。さらに、本調査の結果を踏まえて、例えば、教員配置を増やして少人数指導を充実させたり、非常勤講師やボランティア等を配置して補習学習を充実させたり、また、学習教材の充実や家庭学習の定着を図るなど、地域や学校の実情等に即した取組が行われているところである。

文部科学省としては、本調査により、国や地方公共団体において、児童生徒の学力等の状況を把握し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る取組が、着実に推進されていると評価しており、今後とも、「教育振興基本計画」(平成二十年七月一日閣議決定)を踏まえ、本調査を実施するとともに、その結果の活用を推進してまいりたい。

平成二十二年二月十日提出  
質問 第一〇七号

平成二十二年高度道路無料化社会実験に関する質問主意書

提出者 山口 俊一

平成二十二年高度道路無料化社会実験に関する質問主意書

国土交通省は平成二十二年二月二日に平成二十二年高度道路無料化社会実験計画案(以下、「社会実験」とする。)を発表された。これは流通・生活コストの引き下げによる地域活性化を目的とし、高速道路原則無料化の方針の下に社会実験を通じて影響を確認し、段階的に無料化の実施を目指した施策であるという。

これを踏まえて、次の事項について質問する。  
一 そもそも高速道路行政は「受益者負担」の原則で新しい高速道路整備を行ってきた。高速道路の無料化を掲げるなら、政府としては今後、新しい高速道路は全て税金によって作るこの方針に転換されたのかお教えいただきたい。また、「コンクリートから人へ」や「CO2削減二十五%」の政府目標もあるが、新たな高速道路整備は今後も引き続き行うかどうか、政府としての方針をお聞かせいただきたい。

二 政府はこの社会実験において首都圏や主要な高速道路をあえて外され、地方への影響の少ない高速道路を無料化すると言っておられる。今後、民主党のマニフェストどおりに平成二十四年度から無料化を目指すのなら、国民への影響が最も大きいのは、大都市部周辺の高速道路の無料化であると考えるが、何故首都圏や主要な道路を無料化し、無料化による渋滞や環境への影響、大都市と地方との経済効果を実験されなかったのかお聞かせいただきたい。また、コスト面の制約があるのであれば、何故首都圏や主要道路について部分的にでも指定をし、無料化による渋滞や環境への影響、大都市と地方

との経済効果を実験されなかったのかお聞かせいただきたい。

三 今回の社会実験によつて無料化が有効であるかを判断する基準は具体的に何か、費用便益比(B/C)なのか、環境に対する影響なのか、経済効果なのかお聞かせいただきたい。また、有効であるかを誰がどの時点で判断するのか具体的にお聞かせいただきたい。

四 この社会実験では、税金が一〇〇億円投じられると承知しているが、この社会実験の対象となる高速道路の区間が存在しない都道府県はどれだけあるかお教えいただきたい。また、税の公平性の観点から、対象外都道府県と対象都道府県の不公平感をどう認識されているかお教えいただきたい。

五 四国地方では、高知・須崎東、松山・大洲、大洲北只・西予宇和の三区間が指定されているが、この三区間が社会実験の対象として指定された根拠は何かお聞かせいただきたい。また、徳島自動車道が除外された理由も併せてお聞かせいただきたい。

六 この社会実験に併せて、現在行われている「地方部の休日上限一〇〇〇円乗り放題等の高速道路料金引き下げも廃止すると報じられているが、事実かお聞かせいただきたい。また、その際の代替案として上限二〇〇〇円乗り放題を実施するとの報道もあるが、事実かも併せてお聞かせいただきたい。

七 地方部の休日上限一〇〇〇円乗り放題に掛かる国費は年間いくらかお教えいただきたい。もし上限二〇〇〇円乗り放題を導入された場合、国費負担は年間いくらになると予想されている

かお教えいただきたい。

八 将来的に高速道路が全線無料化された場合に、国費負担は年間どれだけ必要となると見積もっているのかお教えいただきたい。また全線無料化となった場合、維持・補修費は誰が負担するのか、また民営化された高速道路会社の経営形態はどうされるおつもりなのか、高速道路会社の従業員の身分保障はどうされるのかお教えいただきたい。

九 前原大臣は記者会見で、今回の社会実験で地方経済を活性化すると述べられた。ところが、四国地方では本四架橋の割引が無ければ四国地方外からの観光客や都市部への物流が見込めないのが現状である。四国地方の経済活性化や都市部への流通、観光について、国交省として今後どう振興されるつもりか具体的にお聞かせいただきたい。また、来年度以降、本四架橋が更なる割引を予定されているのかについても併せてお聞かせいただきたい。

十 将来的に高速道路の全線無料化が実現するとして、最も大事なことはミッシングリンク（未開通区間）をなくすことと認識しているが、政府としてはどう認識しているかお聞かせいただきたい。また、具体的に徳島自動車道の鳴門―徳島間はいつ開通するのか、徳島自動車道の四車線化はいつ実現するのか、政府としての決意をお聞かせいただきたい。併せて、高松自動車道の四車線化を来年度実施するのかについてもお聞かせいただきたい。

内閣衆質一七四第一〇七号  
平成二十二年二月十九日

衆議院議員 横路 孝弘殿

衆議院議員山口俊一君提出平成二十二年  
度高速道路無料化社会実験に関する質問に  
対する答弁書

（別紙）

一 について  
お尋ねの点も含め、今後の高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下同じ。）の整備の進め方については、必要な事業をできるだけ効率的に進めることができるよう検討を行っていく予定である。

二及び五について

御指摘の「首都圏や主要な道路」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、平成二十二年二月二日に国土交通省が発表した平成二十二年  
度高速道路無料化社会実験計画（案）（以下「無料化社会実験案」という。）においては、平成二十二年  
度に社会実験の実施を予定している高速道路の区間（以下「予定対象区間」という。）について示したところであり、予定対象区間については、高速道路の料金（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号。以下「特措法」という。）第二条第五項に規定する料金をいう。以下同じ。）を無料化した場合の地域経済を活性化する効果

及び渋滞の発生頻度や環境に与える影響を把握するという当該社会実験の目的を踏まえ、  
〔①首都高速、阪神高速道路を除く高速道路〕であるか否か、各区分に係る〔②休日上限千円による渋滞発生頻度③他の交通機関への影響④高速道路ネットワークの状況〕等を総合的に勘案して選定したものである。

三について

無料化社会実験案では、高速道路の料金を無料化した場合の地域経済を活性化する効果、渋滞の発生頻度や環境に与える影響、公共交通機関に与える影響等を検証していく予定としており、高速道路の料金を段階的に原則として無料化することについては、今後、平成二十二年  
度に実施する社会実験の検証結果等を踏まえ、検討していく予定である。

四について

予定対象区間をその区域に含まない都道府県は、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、富山県、石川県、愛知県、滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、山口県、徳島県及び香川県の十六府県である。

また、御指摘の「不公平感」の意味するところが必ずしも明らかではないが、予定対象区間については、二及び五について述べた点を総合的に勘案し、選定したものである。

六について

高速道路の料金の割引については、現在、利用者にとってより利用しやすい体系とすること等の観点から、今後の在り方等を検討しているところである。

七について

御指摘の「地方部の休日上限一〇〇〇円」を含む東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が行っている休日特別割引等は、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号。以下「財特法」という。）第四条第一項に規定する同意計画（以下「利便増進計画」という。）に基づき会社（特措法第二条第四項に規定する会社をいう。）が行っている料金の割引のうちの一部の措置である。利便増進計画に基づく料金の割引等の実施に当たって、国は、財特法第四条第一項に基づき、同項に規定する機構債務のうち三兆円を一般会計において承継しているが、料金の割引のうちの一部の措置に関して、国が承継した債務を特定することは困難であることから、「掛かる国費は年間いくらか」についてお答えすることは困難である。

また、「上限二〇〇〇円」に係るお尋ねについては、その意味するところが明らかでなく、また、仮定の問題であることから、お答えすることは困難である。

八について

高速道路の料金を段階的に原則として無料化することについては、平成二十二年  
度に実施する社会実験の検証結果等を踏まえ検討していく予定であり、お尋ねについてお答えすることは困難である。

九について

御指摘の四国地方の経済活性化や「都市部への流通」を促進することに関しては、地方自治体の創意工夫を生かし、官民が連携した地域の

活動や必要な社会資本の整備を推進していくこととしている。観光振興については、地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るなど、引き続き必要な施策を講じてまいりたい。

また、本州四国連絡高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の割引については、他の高速道路の料金の割引と併せて、利用者にとってより利用しやすい体系とすること等の観点から、今後の在り方等を検討しているところである。

十について

今後の高速道路の整備については、必要な事業をできるだけ効率的に進めることが重要だと考えている。

御指摘の「徳島自動車道の鳴門―徳島間」については、西日本高速道路株式会社が、特措法第三条第一項に規定する許可を平成十八年三月三十一日に受けており、当該許可に基づき、供用開始予定である平成二十六年度に向けて事業を進めていると承知している。

徳島自動車道の四車線化については、交通量の増加に応じて事業の実施を検討することとしており、現段階において、その見通しについて明確にお示しすることは困難である。

高松自動車道の四車線化については、平成二十一年四月二十七日に開催された国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条第一項に規定する整備計画に定めたとところであるが、現在、整備手法の見直しの必要性等を総合的に検討して再検証しているところである。

平成二十二年二月十日提出  
質問 第一〇八号

検察庁等による刑事事件の捜査に係る情報の漏えいの有無に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

検察庁等による刑事事件の捜査に係る情報の漏えいの有無に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問主意書

検察庁等による情報のリーク（以下、「リーク」という。）に関し、例えば検察としていつ誰に聴取を要請する方針であるか、また聴取に応じた人物がどの様なことを述べたか、他には、逮捕された容疑者が自身にかけられた容疑についてどの様な供述をしているか、またその供述の結果、何らかの新たな容疑が見つかったか、更には別の人物が容疑者として浮上したか、ある人物に対して任意の事情聴取が行われる予定であるか等、ある刑事事件の捜査がどの様に推移しているかに関する情報を検察庁が新聞社等の各報道機関に流すことと定義する。右と「政府答弁書二」（内閣衆質一七四第三号）、「政府答弁書二」（内閣衆質一七四第二七号）及び「前回答弁書」（内閣衆質一七四第六五号）を踏まえ、再質問する。

一 本年一月二十二日、中井治国家公安委員会委員長は記者会見において、一九九〇年、栃木県足利市で当時四歳の女児が殺害されたいわゆる足利事件で容疑者とされ、無期懲役が確定し、十七年半に亘り服役を余儀なくされた菅家利和氏の再審裁判について、「今の自供、自白中心の捜査、そして捜査当局から一方的にリークされる記事しか書かないマスコミ。そういう中で

は、冤罪被害はこれからも出ると思っています」と、更に「今もそういうことか」との質問に対して「ずっとそうじゃないか。一度、被疑者になったら徹底的になるじゃないですか」などと述べたと承知する。前回質問主意書で、右は

中井委員長として、検察庁、そして警察庁が「リーク」することはあり得るとの見解を示したものと理解して良いか、またそうであるのなら、「政府答弁書一」及び「政府答弁書二」における見解と真つ向から食い違うことになるのではないかと問うたところ、「前回答弁書」では「検察当局及び警察庁においては、検察及び警察の活動を国民に正しく理解していただくため、あるいは、社会に無用の誤解を与えないようにするために、記者発表したり記者会見したりすることがあるものと承知しているところ、中井国家公安委員会委員長の御指摘の発言は、これらの記者発表や記者会見を念頭に置いたものであり、検察当局及び警察庁において、捜査上の秘密を外部に漏らすことを意味するものではないものと考えている。」との答弁がなされている。

右答弁は、要するに中井委員長としても、検察庁と警察庁どちらにおいても「リーク」はないと考えているということか。中井委員長の明確な説明を求める。

二 中井委員長は一の発言の中で「今の自供、自白中心の捜査、そして捜査当局から一方的にリークされる記事しか書かないマスコミ。そういう中では、冤罪被害はこれからも出ると思っています」と述べているが、右にある「リーク」の定義は何か。前文において当方が定義した「リーク」とどの様な違いがあるのか説明された。

三 中井委員長は一の発言の中で、「自供、自白中心の捜査」と述べているが、右の定義は何か説明されたい。

四 中井委員長は一の発言の中で、「冤罪被害」と述べているが、右の定義は何か説明されたい。

五 中井委員長は一の発言の中で、「ずっとそうじゃないか。一度、被疑者になったら徹底的になるじゃないですか」と述べているが、右は具体的にどういう意味であるのか、中井委員長自身による詳細な説明を求める。

六 本年一月十九日、原口一博総務大臣は閣議後の記者会見で「関係者」という報道は何の関係者かわからない。検察の関係者なのか、被疑者の関係者なのか。そこは明確にしなければ、電波という公共のものを使ってやるには不適当だ」と、小沢一郎民主党政幹事長の政治資金問題をめぐり石川知裕代議士が逮捕された件等に係る報道が、「関係者によると」、「関係者の話でわかった」等の形でなされていることに疑問を呈する発言をしていると承知する。小沢幹事長や石川代議士の件に関して言えば、右の「関係者」とは検察当局に他ならないと考える。原口大臣として、「リーク」または一の中井委員長の発言の中にある「リーク」はあり得ると認識しているか。原口大臣自身による答弁を求める。

七 本年一月二十日、平野博文内閣官房長官は記者会見で、「リーク」があるかどうかを問われ、「事実関係をつかんでいないので断定的には言うわけにはいかない」と、あくまで推測であることを強調しながらも、「そういうふうと思うところもあるような気がする」と述べている。右の発言の真意は何か、平野長官自身による説明を求める。

八 平野長官として、「リーク」または「の中井委員長」の発言の中にある「リーク」はあり得ると認識しているか。平野長官自身による答弁を求める。

九 「前回答弁書」では「捜査当局においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。」との答弁がなされている。小沢幹事長や石川代議士の件に関して、これだけ「関係者によると」、「関係者の話でわかった」等の形の報道がなされていることを見ても、また、中井委員長や平野長官の発言を鑑みても、「リーク」があり得ることは明白であると思料する。そうであるにも関わらず、鳩山内閣として、右答弁にある様に、検査当局が「捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはない」とし、更に「従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきた」と断言できる根拠は一体何であるのか。鳩山内閣、特に、検査庁の監督省庁の長である千葉景子法務大臣自身による明確な説明を求める。

右質問する。

内閣衆質一七四第一〇八号  
平成二十二年二月十九日

衆議院議長 横路 孝弘殿  
内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議員鈴木宗男君提出検査庁等による刑事事件の捜査に係る情報の漏えいの有無に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議員鈴木宗男君提出検査庁等による刑事事件の捜査に係る情報の漏えいの有無に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する再質問に対する答弁書

一 について  
検査当局及び警察庁においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。

二 及び五 について  
前回答弁書（平成二十二年二月九日内閣衆質一七四第六五号）三及び四について述べたとおり、検査当局及び警察庁においては、検査及び警察の活動を国民に正しく理解していただくため、あるいは、社会に無用の誤解を与えないようにするために、記者発表したり記者会見したりすることがあるものと承知しているところ、中井国家公安委員会委員長の御指摘の発言は、これらの記者発表や記者会見の内容に基づく報道が多いと思われることを念頭に置いたものであり、検査当局及び警察庁において、捜査上の秘密を外部に漏らすことを意味するものではない。

三 について  
中井国家公安委員会委員長の御指摘の発言は、現在の刑事訴訟の実務上、取調べによって被疑者の供述を得ることが事案の真相を解明する上で極めて重要な役割を果たしているとの趣旨で述べたものである。

四 について  
御指摘の「冤罪被害」については、法令上の用語ではなく、政府として、「冤罪被害」の定義に

ついて特定の見解を有しておらず、様々な意味で用いられているものと承知しているところ、中井国家公安委員会委員長の御指摘の発言においては、世間で用いられることがある無実の罪等による被害という意味で用いたものである。

六 について  
御指摘の記者会見における原口総務大臣の発言は、いわゆるクロスオーナーシップに関する記者の質問に対して、それにより報道が色になつてしまう危険性について、一般論として述べたものである。

七 について  
検査当局及び警察庁においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。

八 について  
平野内閣官房長官の御指摘の発言は、社会の耳目をひく事案等については、報道機関各社が、関係各方面に広くかつ深く独自の取材活動を行っていると思われることを念頭に置いたものであり、検査当局において、捜査情報や捜査方針を外部に漏らしていることを意味するものではない。

九 について  
検査当局及び警察庁においては、従来から、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。

検査当局においては、仮に捜査情報や捜査方針が公になれば、他人の名誉やプライバシーの保護の観点から問題があるのみならず、罪証隠滅活動を招いたり、裁判所に予断を与えたり、

また、関係者の協力を得ることが困難になるなど、今後の捜査・公判に重大な支障が生じるおそれがあることなどから、捜査上の秘密の保持について格別の配慮を払ってきたものであり、捜査情報や捜査方針を外部に漏らすことはないものと承知している。

平成二十二年二月十日提出  
質問 第一〇九号  
政権交代時における内閣官房機密費の支出等に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男  
政権交代時における内閣官房機密費の支出等に関する再質問主意書

昨年十一月二十一日の新聞報道によると、第四十五回衆議院議員総選挙が行われた二日後の同年九月一日、前政権の河村建夫内閣官房長官により、二億五千万円の内閣官房機密費が引き出されていたとのことである。右「前回答弁書」内閣衆質一七四第五五号を踏まえ、再質問する。

一 昨年八月の第四十五回衆議院議員総選挙において、鳩山由紀夫代表率いる民主党は、官僚政治打破、国民目線に立った、生活者第一の政治の実現を訴えていたと承知する。また機密費についても、支払記録を作成し、一定期間後に公表することを義務付ける等、その透明性確保を図ることを主張していたと承知するが、確認を求める。

二 一の機密費のあり方についての主張は、鳩山代表率いる民主党として、国民に約束したことであると思料するが、確認を求める。

三 前文で触れた様に、衆院選後、前政権により全て使い切る形で二億五千万円もの機密費が引

き出されていたことにつき、前回質問主意書で平野博文内閣官房長官の見解を問うたところ、

「前回答弁書」では「内閣官房報償費は、取扱責任者であるその時々内閣官房長官が、その都度の判断で最も適当と認められる方法により使用することとされている経費であり、お尋ねの内閣官房報償費についても、前政権における当時の取扱責任者である河村建夫前内閣官房長官の判断により執行されたものであると考える。」との答弁がなされている。右は、平野長官として、河村前長官により、衆院選後に全て使い切る形で二億五千万円の機密費が引き出されていたことについて何の問題意識も有しておらず、適切であったと認識しているということか。平野長官自身による明確な答弁を求める。

四 三で、平野長官として、河村前長官による二億五千万円の機密費の使い切りについて何の問題意識も有しておらず、適切であったと認識しているのなら、それは一で触れた、衆院選において民主党が訴えていたことと異なり、国民に対してウソをついたことになるのではないか。平野長官自身による明確な答弁を求める。

五 「前回答弁書」では、「鳩山内閣としては、内閣官房報償費の取扱責任者である内閣官房長官が、来年度一年間を通じて内閣官房報償費を責任を持って執行し、その使途等を検証していくこととしている。」との答弁がなされているが、右の検証は誰の責任の下、どのような方法によって、何を明らかにすべく行われる予定であるのか、具体的に説明されたい。

内閣衆質一七四第一〇九号  
平成二十二年二月十九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫  
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政権交代時における内閣官房機密費の支出等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出政権交代時における内閣官房機密費の支出等に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

「民主党の政権政策Manifesto2009」において、内閣官房報償費に係る記述はないものと承知している。

三及び四について

内閣官房報償費は、取扱責任者であるその時々内閣官房長官が、その都度の判断で最も適当と認められる方法により使用することとされている経費であるところ、お尋ねの内閣官房報償費についても、前政権における当時の取扱責任者である河村建夫前内閣官房長官の判断により執行されたものであり、その個別具体の判断の適否については、現内閣としてお答えする立場にないが、それまでの支出の態様とは異なるものと言わざるを得ない。

五について

お尋ねについては、内閣官房報償費の取扱責任者である内閣官房長官が、来年度一年間を通じて責任を持って内閣官房報償費を執行する中でその使途等を自ら検証し、内閣官房報償費の適切な執行に資することとしている。

明治三十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

|                                                 |                     |
|-------------------------------------------------|---------------------|
| 発行所                                             |                     |
| 〒一〇五―八四四五<br>東京都港区虎ノ門二丁目<br>四番四号<br>独立行政法人国立印刷局 |                     |
| 電 話                                             |                     |
| 03<br>(3587)<br>4294                            |                     |
| 定 価                                             |                     |
| （本体）                                            | 本号一部<br>一一五円<br>一〇円 |